

# 湯河原町地域防災計画

## 資料編

(平成 28 年 3 月改訂)

(平成 30 年 8 月一部修正)

(令和 5 年 3 月一部修正)

湯河原町防災会議

# 目次

## 1 条例・規程関係

資料 1-1	湯河原町防災会議条例	1
資料 1-2	湯河原町防災会議委員名簿	3
資料 1-3	湯河原町災害対策本部条例	4
資料 1-4	消防職員数	5
資料 1-5	消防団員数	5
資料 1-6	消防車両等保有状況	5
資料 1-7	県内消防機関連絡先一覧表	6
資料 1-8	消防水利一覧表	7
資料 1-9	防火対象物一覧表	8
資料 1-10	湯河原町防災行政無線局管理運用規程	9
資料 1-11	湯河原町地震災害警戒本部条例	14
資料 1-12	防潮扉一覧表	15

## 2 関係機関等一覧関係

資料 2-1	防災上注意すべき自然条件（砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・土砂災害警戒区域）	16
資料 2-2	危険物製造所等貯蔵量別施設数	26
資料 2-3	防災行政無線固定局設置場所一覧表	27
資料 2-4	I P 無線機一覧表	29
資料 2-5	地震及び津波に関する情報	30
資料 2-6	要配慮者利用施設一覧表	35
資料 2-7	町内プール整備状況表	37
資料 2-8	町防災倉庫設置状況表	38
資料 2-9	町内医療機関一覧表	39
資料 2-10	町内薬局一覧表	40
資料 2-11	遺体処理施設	40
資料 2-12	自主防災組織表	41
資料 2-13	災害対策連絡表	42
資料 2-14	災害対策報告書	43
資料 2-15	被害状況等報告書	44
資料 2-16	被害の程度	45
資料 2-17	町保有車両一覧表	47
資料 2-18	ごみ収集車及び職員数	50

資料 2-19	浄化槽清掃業者一覧表	50
資料 2-20	し尿収集運搬業者一覧表	50
資料 2-21	水防警報を行う河川海岸及び湾岸区域	51
資料 2-22	管内河川の水位観測所一覧表	52
資料 2-23	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表	53
資料 2-24	湯河原町洪水浸水想定区域	59
資料 2-25	湯河原町津波災害警戒区域図	65
資料 2-26	湯河原町高潮浸水想定区域図	72

### 3 様式関係

資料 3-1	広域避難場所開設報告書	76
資料 3-2	避難場所設置及び避難状況報告書	77
資料 3-3	避難所避難者名簿報告書	78
資料 3-4	避難所避難台帳	79
資料 3-5	行方不明搜索届出書	80
資料 3-6	行方不明者処理台帳	81
資料 3-7	遺体処理台帳	82
資料 3-8	埋葬台帳	83

### 4 協定関係

資料 4-1	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (内田ビル)	84
資料 4-2	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (メゾンド和幸)	87
資料 4-3	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (レジデンス内藤)	90
資料 4-4	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (メゾン千夢)	93
資料 4-5	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (パレス湘南)	96
資料 4-6	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (小川ビル)	99
資料 4-7	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (湯河原胃腸病院若葉寮)	102
資料 4-8	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (シーサイドスクエア)	105

資料 4-9	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書(湯河原ロイヤルハイツ) .....	108
資料 4-10	災害時における緊急情報放送に関する協定書.....	111
資料 4-11	湯河原町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書.....	113
資料 4-12	災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書.....	117
資料 4-13	災害時における物資の輸送等に関する協定.....	123
資料 4-14	災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書.....	126
資料 4-15	災害時の情報交換に関する協定(国土交通省関東地方整備局) .....	132
資料 4-16	災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書(湯河原温泉旅館協同組合) .....	133
資料 4-17	災害時における避難収容施設の使用に関する協定書(株式会社ユニマットそよ風「温泉ケアセンターそよ風」) .....	134
資料 4-18	災害時における避難収容施設の使用に関する協定書(生活保健協会「ニューライフ湯河原」) .....	137
資料 4-19	災害時における避難収容施設の使用に関する協定書(湯河原ゆうゆうの里) .....	140
資料 4-20	災害時における避難収容施設の使用に関する協定書(シーサイド湯河原) .....	143
資料 4-21	災害時における駐車場等の一時使用に関する協定書(ジェイキュー湯河原病院) .....	146
資料 4-22	災害時における避難収容施設の使用に関する協定書(株式会社スタディー「ホテル四季彩」) .....	152
資料 4-23	災害時における避難収容施設の使用に関する協定書(株式会社ツクイ「ツクイ湯河原グループホーム」) .....	154
資料 4-24	災害時における避難収容施設の使用に関する協定書(社会福祉法人湯河原福祉会「湯河原老人ホーム」) .....	156
資料 4-25	災害時における避難収容施設の使用に関する協定書(株式会社らいふ「ホームステーションらいふ湯河原」、「ホームステーションらいふ湘南かねか湯河原」) .....	158
資料 4-26	災害時における避難収容施設の使用に関する協定書(ミモザ株式会社「ミモザ湯河原」、「ミモザ湯河原温々」) .....	160
資料 4-27	災害発生時等における帰宅困難者避難所として使用に関する協定(湯河原町商工会) .....	162
資料 4-28	大規模災害時における住民等のための協力に関する協定書(神奈川県市町村職員共済組合「湯河原温泉ちとせ」) .....	164

資料 4-29	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	167
資料 4-30	災害時における支援協力に関する協定書（マックスバリュ東海株式会社）	174
資料 4-31	災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する湯河原町と神奈川県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定書	180
資料 4-32	日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書	186
資料 4-33	災害応急工事に関する業務協定書（湯河原町管工事協同組合）	192
資料 4-34	地震等災害時の相互応援に関する協定	194
資料 4-35	湯河原町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	196
資料 4-36	湯河原町と立山町との非常災害時における相互応援に関する協定	198
資料 4-37	湯河原町と三原市との災害時における相互応援に関する協定	200
資料 4-38	県西地域広域市町村圏災害時における相互援助に関する協定書	202
資料 4-39	全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書	204
資料 4-40	災害応急工事に関する業務協定書（湯河原町建設振興会）	208
資料 4-41	災害時における相互協力に関する協定書（湯河原町社会福祉協議会）	212
資料 4-42	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定（神奈川県市町村会）	214
資料 4-43	神奈川県下消防相互応援協定書	218
資料 4-44	神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領	221
資料 4-45	消防相互応援協定書（熱海市との協定）	225
資料 4-46	消防相互応援協定書（田方地区消防組合との協定）	227
資料 4-47	津波発生時における指定緊急避難所としての使用に関する協定書（プレゴ湯河原立体駐車場）	229
資料 4-48	津波発生時における指定緊急避難所としての使用に関する協定書（ホームステーションらいふ湯河原）	232
資料 4-49	広域連携による防災対策事業の実施に伴う確認書（2市8町）	235
資料 4-50	津波発生時における指定緊急避難所としての使用に関する協定書（アクロスプラザ湯河原）	237
資料 4-51	災害時におけるLPG等の調達に関する協定書（公益社団法人 神奈川LPGガス協会小田原支部）	240
資料 4-52	災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（株式会社ちぼり 本社ビル）	246
資料 4-53	災害時における相互応援に関する協定（関東町村会）	249

資料 4-5-4	豊島区と湯河原町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定(東京都豊島区) .....	253
資料 4-5-5	災害時における相互協力に関する協定書(社会福祉法人 湯河原町社会福祉協議会、公益社団法人 小田原青年会議所) .....	256
資料 4-5-6	災害時における避難収容施設の使用に関する協定書(特定非営利活動法人地域作業所たんぼぼ) .....	258
資料 4-5-7	災害時におけるLPG等の供給に関する協定書(湯河原瓦斯株式会社) .....	260
資料 4-5-8	災害時における復旧停電の連携等に関する協定書(東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社) .....	264
資料 4-5-9	湯河原町に神奈川県が設置する防災資機材倉庫管理・運営に関する覚書(神奈川県県西地域県政総合センター) .....	266
資料 4-6-0	災害時における障がい者等の緊急受入れに関する協定書(神奈川県立小田原養護学校湯河原校舎) .....	270
資料 4-6-1	災害初動対応に関する協定書(湯河原町建設振興会) .....	274

## 資料 5 東海地震事前対策計画

第 1 章	計画の目的 .....	280
第 1 節	東海地震に関する事前対策の目的 .....	280
第 2 章	予防対策 .....	281
第 1 節	緊急整備事業 .....	281
第 2 節	地震防災応急計画の作成義務 .....	281
第 3 節	東海地震に関連する情報に関する知識の普及 .....	282
第 3 章	警戒宣言発令時対策 .....	283
第 1 節	東海地震に関連する情報が発表されたときの対応 .....	283
第 2 節	警戒宣言が発せられたときの対応 .....	284
第 3 節	警戒宣言前の準備行動 .....	289
第 4 節	東海地震に関連する情報、警戒宣言等の伝達 .....	289
第 5 節	広報対策 .....	291
第 6 節	警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告 .....	292
第 7 節	事前避難対策 .....	292
第 8 節	火災、救急救助、津波対策 .....	294
第 9 節	町が管理又は運営する施設・設備等に関する対策 .....	295
第 10 節	警備対策 .....	296

第 11 節	道路・交通対策	297
第 12 節	緊急輸送対策	298
第 13 節	鉄道等の公共交通対策	301
第 14 節	生徒等保護対策	301
第 15 節	医療機関、福祉施設対策	303
第 16 節	ライフラインの安全対策	304
第 17 節	金融機関の措置	305
第 18 節	事業所等の措置	306
第 19 節	自主防災組織・各家庭の対策	307
第 20 節	救援対策等	308
第 21 節	警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告	309
第 22 節	東海地震に係わる防災訓練	309

## 資料 1-1 湯河原町防災会議条例

### 湯河原町防災会議条例

昭和 38 年 12 月 24 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、湯河原町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 湯河原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

2 会長は町長をもって充てる。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) その他町長が特に必要と認める者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員の職員、町職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年9月18日条例第12号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の湯河原町防災会議条例第3条第5項第7号の規定により新たに任命した委員の任期は、平成8年3月31日までとする。

附 則 (平成11年12月20日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成18年3月2日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月14日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月10日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-2 湯河原町防災会議委員名簿

湯河原町防災会議委員名簿

令和5年1月1日現在

No.	職名	役 職	選 任 区 分
1	会長	湯河原町長	町長 第3条第2項
2	委員	関東農政局神奈川県拠点 総括農政業務管理官	指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 第3条第5項第1号
3	委員	海上保安庁湘南海上保安署長	
4	委員	県西地域県政総合センター所長	
5	委員	小田原土木センター長	神奈川県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 第3条第5項第2号
6	委員	小田原保健福祉事務所長	
7	委員	小田原警察署長	
8	委員	湯河原町副町長	町長がその部内の職員のうちから指名する者 第3条第5項第4号
9	委員	湯河原町公営企業管理者	
10	委員	湯河原町参事(まちづくり対策部)	
11	委員	湯河原町参事(福祉対策部)	
12	委員	湯河原町教育長	教育長 第3条第5項第5号
13	委員	湯河原町消防長	消防長及び消防団長 第3条第5項第6号
14	委員	湯河原町消防団長	
15	委員	東日本旅客鉄道株式会社 湯河原駅長	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 第3条第5項第7号  (任期2年)
16	委員	東日本電信電話株式会社 神奈川西支店長	
17	委員	東京パワーグリッド株式会社 小田原支社長	
18	委員	日本郵便(株)湯河原郵便局長	
19	委員	湯河原町区長連絡協議会長	第3条第5項第8号(任期2年)
20	委員	小田原医師会湯河原班 班長	その他町長が特に必要と認める者 第3条第5項第8号
21	委員	湯河原町商工会 理事	
22	委員	湯河原温泉旅館協同組合 理事長	
23	委員	湯河原町商工会女性部 副部長	
24	委員	湯河原温泉おかみの会 会長	
25	委員	湯河原町女性防火クラブ 会長	
26	委員	湯河原町PTA連絡協議会 会員	

湯河原町災害対策本部条例

昭和 38 年 12 月 24 日  
条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、湯河原町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 11 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 9 月 14 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-4 消防職員数

令和5年1月1日現在

消 防 職 員 数

消防本部	本 署	奥湯河原分署	真鶴分署	役場等出向	計
10	45	9	12	1	77

資料 1-5 消防団員数

消 防 団 員 数

	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
団 本 部	1	3					25	29
第1分団			1	1	3	3	10	18
第2分団			1	1	3	3	13	21
第3分団			1	1	3	3	10	18
第4分団			1	1	3	3	9	17
第5分団			1	1	3	3	11	19
第6分団			1	1	3	3	17	25
第7分団			1	1	3	3	9	17
第8分団			1	1	3	3	3	11
第9分団			1	1	3	3	9	17
計	1	3	9	9	27	27	116	192

資料 1-6 消防車両等保有状況

消防車両等保有状況

種 類 別	計	消防車両等保有状況											
		本署	奥湯河原分署	真鶴分署	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団	第9分団
消防ポンプ自動車	15	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
屈折はしご付消防自動車	1	1											
小型動力消防ポンプ	10	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1
救 助 工 作 車	0	0											
救 急 車	5	3	1	1									
そ の 他 の 車 両	10	9		1									

資料 1-7 県内消防機関連絡先一覧表

県内消防機関連絡先一覧表

令和4年8月1日現在

名 称	電話番号・FAX	防災無線 FAX	郵便番号・所在地	所轄地域
横浜市消防局	045-334-6789 F045-331-5221	9-642-9209 9-642-9200	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	横浜市
川崎市消防局	044-223-1199 F044-223-2654	9-643-9209 9-643-9200	〒210-8565 川崎区南町20-7	川崎市
横須賀市消防局	046-822-0119 F046-823-3920	9-550-9212 9-550-9230	〒238-8550 横須賀市小川町11	横須賀市 三浦市
平塚市消防本部	0463-21-3240 F0463-24-0119	9-551-9201 9-551-9220	〒254-8686 平塚市浅間町9-1	平塚市
鎌倉市消防本部	0467-44-0119 F0467-45-6665	9-552-9201 9-552-9200	〒247-0056 鎌倉市大船3-5-10	鎌倉市
藤沢市消防本部	0466-22-8182 F0466-22-8184	9-553-9209 9-553-9200	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	藤沢市
小田原市消防本部	0465-49-4410 F0465-49-2591	9-554-9209 9-554-9200	〒256-0813 小田原市前川183-18	小田原市 南足柄市 足柄上郡
茅ヶ崎市消防本部	0467-82-1111 F0467-85-1112	9-555-9204 9-555-9220	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	茅ヶ崎市 寒川町
逗子市消防本部	046-871-4325 F046-872-4330	9-556-9306 9-556-9300	〒249-0005 逗子市桜山2-3-31	逗子市
相模原市消防局	042-751-9111 F042-751-9284	9-557-9211 9-557-9200	〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15	相模原市
秦野市消防本部	0463-81-0119 F0463-83-8322	9-559-9306 9-559-9300	〒257-0031 秦野市曾屋757	秦野市
厚木市消防本部	046-221-2331 F046-223-8251	9-560-9306 9-560-9300	〒243-0003 厚木市寿町3-4-10	厚木市 清川村
大和市消防本部	046-261-1119 F046-262-0119	9-561-9306 9-561-9300	〒242-0018 大和市深見西4-4-6	大和市
伊勢原市消防本部	0463-95-2119 F0463-91-4325	9-562-9306 9-562-9300	〒259-1131 伊勢原市伊勢原 3-32-20	伊勢原市
海老名市消防本部	046-231-0355 F046-234-7541	9-563-9203 9-563-9220	〒243-0411 海老名市大谷816	海老名市
座間市消防本部	046-256-2211 F046-256-2215	9-564-9306 9-564-9300	〒252-0011 座間市相武台1-48-1	座間市
綾瀬市消防本部	0467-76-0119 F0467-77-9200	9-566-9204 9-566-9220	〒252-1107 綾瀬市深谷中1-4-30	綾瀬市
葉山町消防本部	046-876-0119 F046-876-1263	9-567-9209 9-567-9200	〒240-0112 葉山町堀内2050-10	葉山町
大磯町消防本部	0463-61-0911 F0463-61-7412	9-569-9306 9-569-9300	〒255-0003 大磯町大磯1075	大磯町
二宮町消防本部	0463-72-0015 F0463-72-0117	9-570-9306 9-570-9300	〒259-0131 二宮町中里711-1	二宮町
箱根町消防本部	0460-82-4511 F0460-82-4237	9-576-9301 9-576-9300	〒250-0404 箱根町宮ノ下467-1	箱根町
湯河原町消防本部	0465-60-0119 F0465-63-7669	9-578-9306 9-578-9300	〒259-0303 湯河原町土肥1-5-22	湯河原町 真鶴町
愛川町消防本部	046-285-3131 F046-285-4091	9-579-9209 9-579-9200	〒243-0301 愛川町角田286-1	愛川町

資料 1-8 消防水利一覧表

消防水利一覧表

令和4年4月1日現在

地区別 水利区分		奥湯河原・温泉場地区	宮上地区	宮下地区	城堀地区	門川地区	鍛冶屋地区	中央・吉浜地区	川堀地区	福浦地区	合計
		消 火 栓	(配管口径) 100mm	3	7	10	3	1	9	7	8
125mm						1					1
150mm	5		9	10		1	13	15	2	1	56
200mm	17		1			2	9		2		31
250mm	2						1		1		4
300mm							5				5
小計	27		17	20	3	5	37	22	13	2	146
防 火 水 槽	40t未満								1	1	2
	40～100t	13	11	16	8	11	20	19	12	6	116
	100t以上	1						1		1	3
	小計	14	11	16	8	11	20	20	13	8	121
その他の水利						1		1		1	3
合計		41	28	36	11	17	57	43	26	11	270

資料 1-9 防火対象物一覧表

防火対象物一覧表

令和4年4月1日現在

防火対象物 (消防法施行令別表第1)		区分	延べ面積が150㎡以上の 対象物数	消防計画作成義務対象物数
合計			1,256	282
1	イ	劇場、映画館、観覧場等		
	ロ	公会堂、集会場	7	6
2	イ	キャバレー、ナイトクラブ等		
	ロ	遊技場、ダンスホール	4	5
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗 その他これに類するもの		
	ニ	カラオケボックスその他遊興の ための店舗		
3	イ	待合、料理店等		
	ロ	飲食店	20	12
4		百貨店、マーケット、物販店舗等	37	16
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所	126	89
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	489	44
6	イ	病院、診療所、助産所	10	3
	ロ	老人福祉施設、障害児入所施設等	15	15
	ハ	老人デイサービスセンター、保育 所等	11	8
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	2	2
7		小学校、中学校、高等学校等	4	4
8		図書館、博物館、美術館等	5	3
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等		
	ロ	イ以外の公衆浴場	4	4
10		車両の停車場、船舶等の発着場	1	1
11		神社、寺院、教会等	8	2
12	イ	工場、作業場	42	3
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ		
13	イ	自動車車庫、駐車場	7	
	ロ	飛行機等の格納庫		
14		倉庫	27	
15		前各項に該当しない事業場	58	15
16	イ	特定防火対象物を含む複合用途	258	49
	ロ	イ以外の複合用途	120	1
16の2		地下街		
16の3		準地下街		
17		重要文化財等	1	

## 資料 1-10 湯河原町防災行政無線局管理運用規程

### 湯河原町防災行政無線局管理運用規程

昭和 56 年 4 月 1 日

告示第 14 号

#### (目的)

第 1 条 この規程は、湯河原町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する、湯河原町防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 無線局

電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。

(2) 固定系親局

特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

(3) 固定系子局

固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

(4) 基地局

陸上移動局を通信の相手方として町庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。

(5) 陸上移動局

陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載可搬又は携帯型の無線局をいう。

(6) 無線系

前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。

(7) 無線従事者

無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(8) 災害

暴風・豪雨・洪水・地震・その他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは、爆発その他の及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。

(9) 防災

災害を未然に防止すること、また、発生する恐れのある場合の事前準備、災害が発生した場合における被害の拡大を防止すること、及び災害の復旧を図ることをいう。

(10) 地域防災計画

その地域に係る防災に関する計画であって本規程においては、湯河原町地域防災計画をいう。

(無線局の回線構成及び任務)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は別表第1のとおりとする。

無線局の任務は、所属する固定系、移動系両系統の無線設備を効率的に運用して湯河原町民の生命財産を災害から保護し、福祉の増進に資するための次の広報を並びに通信を行うことを任務とする。

2 災害に関するもの

- (1) 火災・水害・台風・地震等の非常事項に関すること。
- (2) 人命の救助・災害の救援に関すること。
- (3) 交通・通信の確保又は秩序の維持に関すること。

3 町政推進事業に関するもの

- (1) 町が行う各種の行事、伝達を必要とするもの
- (2) 町民の利益に係る突発的事項

(無線系の総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者には、防災行政無線局担当課の属する部長を充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。

3 管理責任者には、防災行政無線局担当課長及び総括管理者が指名する課長を充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は管理責任者の命を受け、無線局を管理、運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。  
(管理者)

第7条 次の所には管理者を置く。

- (1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署
- (2) 本庁以外であって、陸上移動局を配備した出先機関等の部署
- 2 管理者は管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は施設等の管理、監督の業務を所掌する。
- 3 管理者には、本庁にあつては防災行政無線局担当主務者及び管理責任者が指名する者を、出先機関等にあつては当該機関の長を充てる。  
(無線従事者の配置・養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(第1号様式)を作成するものとする。  
(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(第2号様式)の記載を行う。

- 2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である、陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。  
(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は無線局の運用にたずさわる一般職員とする。  
(無線局の管理組織表)

第11条 無線局の管理組織を明確にするため、平常時及び災害時に分類して別表第2のとおりとする。

(備付け書類等の管理)

第12条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

- 2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする

る。

3 無線業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線従事者選（解）任届（第3号様式）及び無線業務日誌詳録の写しを整理保管しておくものとする。

（無線局の運用）

第13条 無線局の固定系については、次の基準により、運用するものとする。

(1) 町民への広報

ア 定時放送

イ 臨時放送

ウ 災害発生の予警報及び通報

エ その他緊急を要する事項については、その都度行う。

(2) 放送依頼手続き

ア 平常時における放送依頼は、防災行政無線局担当課へ放送依頼書を提出して放送を行うものとする。

イ 災害発生時においては、放送依頼書を防災行政無線局担当課の属する対策部に提出し連絡広報班が行うものとする。ただし、事態が切迫し、放送依頼書により難いときは口頭により届けるものとする。

2 移動系の運用については別表第3の配備計画表に基づき運用するものとする。

3 前2項の規定による運用の細部については、別に定める運用細則によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第14条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行うものとし、無線業務日誌に結果を記載する。

(1) 始業点検

ア 電源スイッチの ON・OFF

イ スケルチの動作確認

ウ 音量の動作確認

エ 通話試験

(2) 定期点検

予備装置及び予備電源を含めた無線設備の機能試験を月1回以上実施し、その機能を確認するとともに、別に定める点検表（第4号様式）に記載し、整理保管しておくものとする。

(3) 精密点検

無線設備の機能を保持するため、無線業者と委託保守契約を締結し、年2回の機能点検を実施し、点検記録簿を作成保管するものとする。

(4) 保守点検の責任者は次のとおりとする

ア 始業点検は通信取扱責任者又は管理者

イ 定期点検は監理責任者

ウ 上記各責任者はその結果を総括管理者に報告すること。

(通信訓練)

第15条 総括管理者は非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごと

なお、この外に水防期及び火災期前にも行うものとする。

2 訓練は通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第16条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(部外設置の陸上移動局及び固定系子局の管理)

第17条 部外に設置する陸上移動局及び固定系子局の管理については、別に定める細則によるものとする。

附 則

1 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

2 固定系に関する事項は、同設備の開設時点から適用するものとする。

附 則 (平成11年2月15日告示第4号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則 (平成12年2月28日訓令第1号)

略

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第30号)

湯河原町地震災害警戒本部条例

昭和 54 年 9 月 28 日  
条例第 12 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づき、湯河原町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）、その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 教育長

(3) 町長が町の職員のうちから任命する者

(4) 町の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

( 部 )

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに充てる。

(雑 則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-12 防潮扉一覧表

防潮扉一覧表

海岸名 地区名	門扉番号	所在地 (湯河原町)	構造等	管理者	操作責任者 (湯河原町)		備考
					所属	電話	
湯河原海岸 吉浜地区	①	吉浜 913	片開式	神奈川県	地域政策課	0465 63-2111	
〃	②	吉浜 918	引戸式	〃	〃	〃	
〃	③	吉浜 929	〃	〃	〃	〃	
〃	④	吉浜 951	片開式	〃	〃	〃	
〃	⑤	吉浜	引上げ式	〃	土木課	〃	
〃	⑥	吉浜 954	片開式	〃	地域政策課	〃	
〃	⑦	吉浜 954	引戸式	〃	〃	〃	
〃	⑧	吉浜 984	片開式	〃	〃	〃	
〃	⑨	吉浜 999	引戸式	〃	〃	〃	
〃	⑩	吉浜 1012	〃	〃	〃	〃	
〃	⑪	吉浜 1356	引戸式	〃	〃	〃	常時閉鎖
〃	⑫	吉浜 1396	引戸式	〃	〃	〃	
〃	⑬	吉浜 1576-1	片開式	〃	〃	〃	
湯河原海岸 門川地区	No. 1	吉浜 1576-2	横引きゲート	〃	〃	〃	扉体昇降ハンドルは地域政策課で保管
〃	No. 2	吉浜 1576-2	横引きゲート	〃	〃	〃	
〃	No. 3	吉浜 1576-2	横引きゲート	〃	〃	〃	

防潮扉の操作は、「神奈川県の海岸法に関する陸閘等の操作規則」による。

防潮扉位置図



資料 2-1 防災上注意すべき自然条件（砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・土砂災害警戒区域）

湯河原町砂防指定地

令和2年7月1日現在

幹川名	溪流名	起点（上流端）	終点（下流端）	告示	
千歳川	1 藤木川	① 堀木沢合流点	紅葉橋	S. 12.6.11 No. 415	
		② 紅葉橋(辰沢城ヶ尾字境)より下流へ180m		S. 12.6.11 No. 415	
		③ ①の下流端	湯河原町宮上字広河原 673-10	S. 10.2.27 No. 88	
		④ ③の下流端	五段の滝	S. 12.6.11 No. 415	
		⑤ ④の下流端	不動滝上流50m	S. 9.4.5 No. 117	
		⑥ ⑤の下流端	千歳川合流点	S. 12.6.11 No. 415	
		⑦ 湯河原町宮上辰澤 776-6	湯河原町宮上広河原 685-2	S. 8.10.30 No. 365	
	2 アケジ沢	R 湯河原町広河原字治郎兵衛 785-2 L " 本沢 787	藤木川合流点	S. 33.4.8 No. 1032	
	3 勘三郎沢	R 湯河原町広河原字石小屋 785-21 L " " " 785-2	アケジ沢合流点	S. 33.4.8 No. 1032	
	4 堀木沢	湯河原町宮上字東峰 777-1	藤木川合流点	S. 12.6.11 No. 415	
	5 金山沢	城ヶ尾と藤木の字境	藤木川合流点	S. 12.6.11 No. 415	
	6 かなまじり沢	① R 湯河原町宮上字上野 773-151 L " " 773-151	R 湯河原町宮上字上野 749-84 L " " 749-84	H. 19.2.6 No. 107	
		② R 湯河原町宮上字上野 749-205 L " " 749-205	R 湯河原町宮上字上野 749-84 L " " 749-84	H. 22.3.5 No. 149	
	7 大ぬた沢	R 湯河原町宮上字上野 773-1 L " " " (上流線指定)	R 湯河原町宮上字孫込上 732-3 L " " " (下流面指定)	H. 8.12.11 No. 2246	
	8 カヤの木沢	R 湯河原町宮下字柏木澤 754-9 L " " 754-2	R 湯河原町宮下字柏木澤 754-4 L " " 754-4	H. 19.2.6 No. 107	
		二級河川 千歳川水系		8 溪流	15 箇所
	新崎川	新崎川	① R 湯河原町鍛冶屋字辰取 954 L " 吉浜字白根山 50	東海道線鉄橋下の床固	S. 18.5.15 No. 146
			② R 湯河原町吉浜字幕山 2029-108 L " " " 2029-1	R 湯河原町吉浜字幕山 2029-108 L " " " 2029-1	S. 63.11.8 No. 2163
③ R 湯河原町鍛冶屋字辰沢 954-17 L " 吉浜字老僧坊 2027-6			R 湯河原町鍛冶屋字辰沢 954-5 L " 吉浜字幕山 2029-1	H. 24.2.27 No. 199	
二級河川 新崎川水系		1 溪流	3 箇所		
洗頭川	1 洗頭川	① 新林川合流点	R 湯河原町吉浜字豊岡 385 L " " " 387-1	S. 36.9.29 No. 2209	
		② R 湯河原町吉浜 2020-19 L " " 2021-20	R 湯河原町吉浜 2020-201 L " " 2021-4	H. 4.3.12 No. 606	
		③ R 湯河原町吉浜 2012-2 L " " 1991-2	R 湯河原町吉浜 2021-119 L " " 2021-61	H. 7.2.22 No. 274	
	2 新林川	湯河原町吉浜字丁場 2020-154	洗頭川合流点	S. 36.9.29 No. 2209	
洗頭川水系		2 溪流	4 箇所		

湯河原町急傾斜地崩壊危険区域

令和2年7月1日現在

区 域 名	位 置	面 積	指 定 年 月 日	県 告 示 番 号
聖ヶ窪地区	湯河原町 宮下	1.52 ha	平成 15. 3. 25	254
崖の下地区	湯河原町 宮上	1.31 ha	平成 15. 3. 25	254
		0.02 ha	平成 17. 1. 7	6
		0.08 ha	平成 20. 3. 25	182
若草山地区	湯河原町 宮上	0.26 ha	平成 22. 10. 5	619
道中地区	湯河原町 宮上	0.71 ha	平成 23. 6. 21	399
計	4 地区	3.90 ha		

湯河原町地すべり防止区域

令和2年7月1日現在

区 域 名	地すべり防止区域面積 (ha)		指 定 年 月 日	告 示	施 設 概 要
	地すべり 区域 (ha)	地すべり 地域 (ha)			
アケジ沢 (湯河原町宮上)	5.60		昭和 62. 7. 17	建設省告示 第 1385 号	排水ボーリング 43 本
	1.70	3.90			杭打工 87 本
					集水工 1 基
					擁壁工 181.3 m
					法枠工 5,875.0 m <sup>2</sup>

## 湯河原町土砂災害警戒区域・特別警戒区域

令和2年7月1日現在

### 湯河原町【自然現象の種類：土石流】

番号	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定区分		告示年月日	告示番号
1	竹の沢-1	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
2	竹の沢-2	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
3	桜山沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
4	七ヶ沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
5	アケジ沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
6	金堀沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
7	金山沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
8	城ヶ尾沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
9	辰沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
10	水無沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
11	不動沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
12	かなまじり沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	166
13	ここめ沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
14	大ぬた沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
15	上野山沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
16	孫込沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
17	大平沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
18	宮上沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
19	カヤの木沢	湯河原町 宮下、宮上、 土肥6丁目	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
20	宮下沢	湯河原町 宮下、宮上、 土肥6丁目	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
21	城 沢	湯河原町 宮下、宮上、 土肥6丁目	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
22	湯河原円山沢	湯河原町 宮下、宮上、 土肥6丁目	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
23	第2不動沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166

24	城堀沢-1	湯河原町 城堀、門川、土肥1丁目、土肥2丁目、土肥3丁目、土肥4丁目、中央1丁目	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
25	城堀沢-2	湯河原町 城堀、門川、土肥1丁目、土肥2丁目、土肥3丁目、土肥4丁目、中央1丁目	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
26	第6鍛冶屋沢	湯河原町 鍛冶屋	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
27	第3鍛冶屋沢	湯河原町 鍛冶屋	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
28	鍛冶屋沢-1	湯河原町 鍛冶屋	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
29	鍛冶屋沢-2	湯河原町 鍛冶屋	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
30	第1鍛冶屋沢	湯河原町 鍛冶屋	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
31	第8鍛冶屋沢	湯河原町 鍛冶屋	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
32	新崎川	湯河原町 鍛冶屋、吉浜	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
33	第2鍛冶屋沢	湯河原町 鍛冶屋	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
34	細 沢	湯河原町 吉浜、鍛冶屋	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
35	第4鍛冶屋沢	湯河原町 吉浜、鍛冶屋	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
36	第9鍛冶屋沢	湯河原町 吉浜、鍛冶屋	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
37	第5鍛冶屋沢	湯河原町 吉浜、鍛冶屋	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
38	第7鍛冶屋沢	湯河原町 吉浜、鍛冶屋	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
39	吉浜沢	湯河原町 吉浜	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
40	洗頭川	湯河原町 吉浜	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
41	洗頭東沢	湯河原町 吉浜	土石流	警戒区域	特別警戒区域	平成 26.3.28	166
42	岩沢	湯河原町 吉浜	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
43	洗頭第1西沢	湯河原町 吉浜	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
44	洗頭第2西沢	湯河原町 吉浜	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
45	泉岩上沢	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165

46	泉川 A	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
47	泉中沢 A	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165
48	泉中沢 B	湯河原町 宮上	土石流	警戒区域		平成 26.3.28	165

湯河原町【自然現象の種類：急傾斜地の崩壊】

番号	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定区分		告示年月日	告示番号
1	宮上 1-01	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
2	宮上 1-02	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
3	宮上 1-03	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
4	宮上 1-04	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
5	宮上 1-05	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
6	宮上 1-06	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
7	宮上 1-07	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
8	宮上 1-08	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
9	宮上 1-09	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
10	宮上 1-10	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
11	宮上 1-11	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
12	宮上 1-12	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
13	宮上 1-13	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
14	宮上 1-14	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
15	宮上 1-15	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
16	宮上 1-16	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
17	宮上 1-17	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
18	宮上 1-18	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
19	宮上 1-19	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
20	宮上 1-20	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
21	宮上 1-21	湯河原町 宮上	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111



49	城堀 5	湯河原町 城堀	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
50	城堀 6	湯河原町 城堀	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
51	城堀 7	湯河原町 城堀	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
52	城堀 8	湯河原町 城堀	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
53	城堀 9	湯河原町 城堀	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
54	城堀 10	湯河原町 城堀	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
55	城堀 11	湯河原町 城堀	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
56	宮下 1	湯河原町 宮下	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
57	宮下 2	湯河原町 宮下	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
58	宮下 3	湯河原町 宮下	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
59	宮下 4	湯河原町 宮下	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
60	宮下 5	湯河原町 宮下	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
61	宮下 6	湯河原町 宮下	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
62	宮下 7	湯河原町 宮下	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
63	宮下 8	湯河原町 宮下	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
64	宮下 9	湯河原町 宮下	急傾斜地の崩壊	警戒区域		令和 2.3.24	111
65	鍛冶屋 1	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
66	鍛冶屋 2	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
67	鍛冶屋 3	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
68	鍛冶屋 4	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
69	鍛冶屋 5	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
70	鍛冶屋 6	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
71	鍛冶屋 8	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
72	鍛冶屋 9	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
73	鍛冶屋 10	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
74	鍛冶屋 11	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
75	鍛冶屋 12	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111

76	鍛冶屋 13	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
77	鍛冶屋 14	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
78	鍛冶屋 15	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
79	鍛冶屋 16	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
80	鍛冶屋 17	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
81	鍛冶屋 18	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
82	鍛冶屋 19	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
83	鍛冶屋 20	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
84	鍛冶屋 21	湯河原町 鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
85	福浦 1	湯河原町 福浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
86	福浦 2	湯河原町 福浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
87	福浦 4	湯河原町 福浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
88	福浦 5	湯河原町 福浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域		令和 2.3.24	111
89	福浦 6	湯河原町 福浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
90	福浦 7	湯河原町 福浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
91	福浦 8	湯河原町 福浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
92	福浦 9	湯河原町 福浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
93	吉浜 1	湯河原町 吉浜及び鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
94	吉浜 2	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
95	吉浜 3	湯河原町 吉浜及び鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
96	吉浜 4	湯河原町 吉浜及び鍛冶屋	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
97	吉浜 5	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
98	吉浜 6	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
99	吉浜 7	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
100	吉浜 8	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
101	吉浜 9	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
102	吉浜 10	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111

103	吉浜 12	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
104	吉浜 13	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
105	吉浜 14	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
106	吉浜 15	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
107	吉浜 16	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
108	吉浜 18	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域		令和 2.3.24	111
109	吉浜 19	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
110	吉浜 20	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
111	吉浜 21	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
112	吉浜 22	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
113	吉浜 23	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
114	吉浜 25	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
115	吉浜 27	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
116	吉浜 28	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
117	吉浜 29	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
118	吉浜 30	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
119	吉浜 31	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
120	吉浜 32	湯河原町 吉浜及び福浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
121	吉浜 33	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
122	吉浜 34	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
123	吉浜 35	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
124	吉浜 36	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
125	吉浜 37	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
126	吉浜 38	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
127	吉浜 39	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
128	吉浜 40	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
129	吉浜 41	湯河原町 吉浜及び中央五丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111

130	吉浜 42	湯河原町 吉浜及び中央四丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
131	吉浜 45	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
132	吉浜 46	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域		令和 2.3.24	111
133	吉浜 50	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
134	吉浜 51	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
135	吉浜 52	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域		令和 2.3.24	111
136	吉浜 53	湯河原町 吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
137	みさき 5	湯河原町 真鶴及び福浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
138	城北 1	湯河原町 真鶴及び吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111
139	城北 5	湯河原町 真鶴及び吉浜	急傾斜地の崩壊	警戒区域	特別警戒区域	令和 2.3.24	111

市 町	自然現象の種類	警戒区域	うち特別警戒区域	備 考
湯河原町	土石流	48	25	
	急傾斜地の崩壊	139	134	

資料 2-2 危険物製造所等貯蔵量別施設数

危険物製造所等貯蔵量別施設数

令和4年4月1日

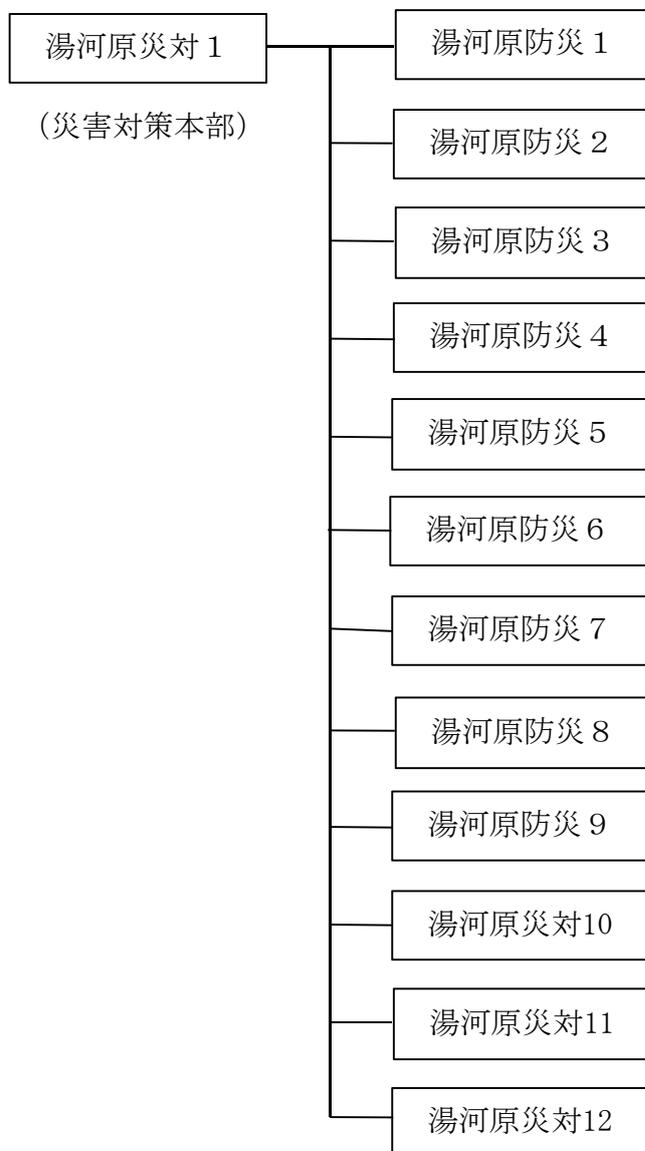
製造所等の 区分  指定数量 の倍数別	貯 蔵 所						取 扱 所			合 計
	屋 内	屋 外	屋 内 タンク	屋 外 タンク	地 下 タンク	移 動 タンク	給 油	販 売	一 般	
5 倍 以 下			6		15	6	1		4	32
5 倍 を 超 え て 1 0 倍 以 下			2		8		1			11
1 0 倍 を 超 え て 5 0 倍 以 下				2	3		1		7	13
5 0 倍 を 超 え て 1 0 0 倍 以 下							1			1
1 0 0 倍 を 超 え て 1 5 0 倍 以 下							1			1
1 5 0 倍 を 超 え て 2 0 0 倍 以 下							1			1
200 倍 を 超 えるもの							3			3
合 計			8	2	26	6	9		11	62

資料 2-3 防災行政無線固定局設置場所一覧表

子局 番号	子局名称	住所	アンサー バック	再送信 子局	時差 放送
0	湯河原町役場	湯河原町中央 2-2-1	-		A
1	福浦会館前	湯河原町福浦 113	○		A
2	旧福浦幼稚園	湯河原町福浦 393	○		B
3	ホテルシェパード 屋上	湯河原町吉浜 69	-		A
4	消防第 8 分団詰所	湯河原町吉浜 397-1	-		B
5	前栗場配水池東側	湯河原町吉浜 1938-2	-		B
6	中尾曾根住宅内	湯河原町吉浜 237	-		A
7	天保山	湯河原町吉浜 1932-1	-		A
8	小道地藏	湯河原町吉浜 1-1	-		B
9	文化福社会館	湯河原町吉浜 999	○		A
10	吉浜小学校	湯河原町吉浜 1108-1	○		A
11	新崎橋南側	湯河原町中央 5-13-5	-		A
12	旧中央区民会館	湯河原町中央 5-1572-77	-		A
13	湯河原町教育センター	湯河原町中央 2-21-1	-		B
14	さくらんぼ公園	湯河原町中央 3-4	-		A
15	ペンションボンファム上	湯河原町吉浜 2030	-		A
16	たちばな保育園	湯河原町鍛冶屋 868-3	○		B
17	鍛冶屋会館	湯河原町鍛冶屋 376-21	○		A
18	鍛冶屋東海道ガード上	湯河原町鍛冶屋 295-4	-		B
19	蔵町公園	湯河原町土肥 2-11-16	○		B
20	消防第 5 分団詰所	湯河原町門川 235-2	-		A
21	城堀バレーボール練習場上	湯河原町城堀 409-7	-		A
22	城堀簡水中央配水池	湯河原町城堀 254-4	-		B
23	城堀会館	湯河原町城堀 87-1	-		A
24	御庭公園	湯河原町土肥 1-11-11	○		B
25	千暮公園	湯河原町土肥 4-4-8	-		A
26	宮下会館	湯河原町宮下 626-1	-		B
27	桜木公園	湯河原町土肥 5-6	○		A
28	宮下不動堂	湯河原町宮下 414-1	-		A
29	カオ計算機保養所屋上	湯河原町宮下 483-1	-		B
30	花咲分譲地	湯河原町宮下 734-46	-		A
31	湯河原小学校	湯河原町宮上 11	○		B
32	テルマーレ湯河原	湯河原町宮上 32-8	-		A
33	宮上会館	湯河原町宮上 229-12	○		B
34	年金橋南側	湯河原町宮上 358-11	-		A
35	温泉場やまき上	湯河原町宮上 454-3	-		B
36	権現山貯湯槽	湯河原町宮上 565-2	○		A

子局 番号	子局名称	住所	アンサー バック	再送信 子局	時差 放送
37	東南商事分譲地	湯河原町宮上 773-234	-		B
38	旅館石葉下	湯河原町宮上 749	○	○	A
39	末広橋上	湯河原町宮上 658-1	-		B
40	万葉郷南側	湯河原町宮上 770-65	-		A
41	山翠楼屋上	湯河原町宮上 673-11	-		A
42	白沼田配水地付近	湯河原町吉浜 1897	-		B
43	紅葉橋上	湯河原町宮上 784-18	-		A
44	浄水センター屋上	湯河原町門川 11	-		B
45	エクゼレントプラザ 6 番館屋上	湯河原町鍛冶屋 836-5	-		B
46	コーポ 門川屋上	湯河原町門川 35-2	-		B
47	町 2 号源泉北側	湯河原町土肥 4-17-5	-		B
48	伊豆屋旅館南側	湯河原町宮上 539-6	-		A
49	兔沢石材入口	湯河原町吉浜 1965-4	-		A
50	オレンジタウン B 公園	湯河原町鍛冶屋 593	-		B
51	千歳川ポケットパーク	湯河原町土肥 6-3	-		B
52	消防第 2 分団詰所	湯河原町宮上 351-1	-		B
53	旧望海荘横	湯河原町吉浜 1911	-		A
54	オレンジライン孫込住宅入口	湯河原町宮上 733-76	-		A
55	鍛冶屋内藤建材	湯河原町鍛冶屋 360	-		B
56	川端公園	湯河原町土肥 3-10	-		A
57	船岡	湯河原町吉浜 118	-		B
58	ライオンズマンション福浦屋上	湯河原町福浦 317-9	-		A
59	菖蒲沢分譲地	湯河原町吉浜 548-2	-		A
60	川堀公園	湯河原町吉浜 458	○		A
61	オレンジライン旧料金所付近	湯河原町宮上 718-34	-		A
62	フォーシーズンズフォレスト湯河原	湯河原宮上 742-58	-		B
63	湯河原老人ホーム前公園	湯河原鍛冶屋 589-17	-		A
64	柵口公園	湯河原中央 4-18	-		A
65	湯河原町立図書館屋上	湯河原土肥 1-4-13	-		A
66	ゆり公園	湯河原吉浜 780-13 付近	○		B
67	総合運動公園	湯河原吉浜 1987-8	○		B
68	ゆうゆうの里	湯河原吉浜 1855	-		A
69	吉浜橋	湯河原吉浜 1370 付近	○		B
70	ヘルシープラザ	湯河原町吉浜 863	○		B
71	海辺公園	湯河原吉浜 1576-1 付近	○		A
72	奥湯河原公園	湯河原町宮上 695-1	○		

資料 2-4 IP無線機一覧表



- IP無線機セット内容品
- ・ 本体
  - ・ 急速充電器
  - ・ 小型スピーカー
  - ・ イヤホンマイクロホン
  - ・ ハードケース
  - ・ 交換用リチウムイオン電池

## 資料 2-5 地震及び津波に関する情報

### 地震及び津波に関する情報

気象庁

平成 25 年 8 月 30 日から、大津波警報を「特別警報」に位置づけて運用しています。

#### 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約 3 分（一部の地震※については最速 2 分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震。

この時、予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

#### 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合。	10m 超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

\* 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

## 津波情報

津波警報・注意報を公表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

### 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

#### （\*1）津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

（津波観測に関する情報の発表例）

宮古	第1波到達時刻	11日15時01分	引き
	これまでの最大波	観測中	
釜石	第1波到達時刻	11日14時46分	押し
	これまでの最大波	11日14時56分	3.2m

#### 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

**( \* 2 ) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について**

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

（沖合の津波観測に関する情報の発表例）

[沖合で観測した津波の観測値]		
青森八戸沖		
第1波観測時刻	11日14時51分	押し
これまでの最大波	11日14時52分	1.0m
岩手釜石沖		
第1波観測時刻	11日14時50分	引き
これまでの最大波	観測中	
[沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ]		
青森県太平洋沿岸		
第1波の推定到達時刻	11日14時56分	
これまでの最大値の推定到達時刻	11日14時57分	
推定される津波の高さ	5m	
岩手県		
第1波の推定到達時刻	11日14時55分	
これまでの最大値の推定到達時刻	推定中	
推定される津波の高さ	推定中	

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表します。

**沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容**

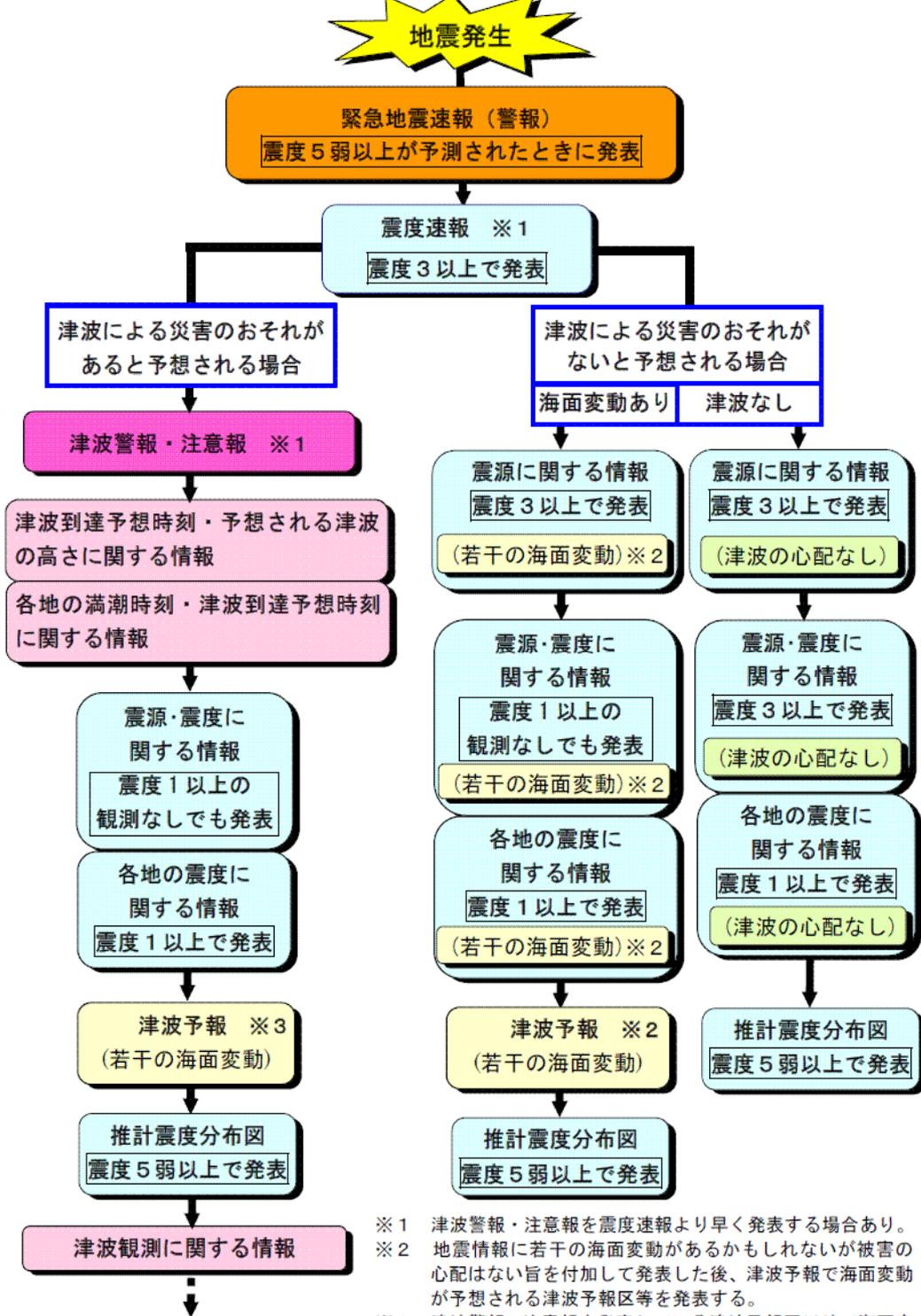
警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

## 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

# 地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

資料 2-6 要配慮者利用施設一覧表

1 要配慮者利用施設（社会福祉施設関連）

令和5年2月1日現在

No	事業者名	施設分類等		所在地	電話番号
1	ツクイ湯河原グループホーム	⑬	○	福浦 220-1	0465-69-1777
2	ミモザ湯河原温々	⑬	○	中央 2-8-3	0465-60-1666
3	湯河原温泉ケアセンターそよ風	⑬	○	宮上 771-24	0465-60-0333
4	ホームステーションらいふ湘南かねか湯河原	⑧	○	福浦吉浜 174-1	0465-60-0151
5	ホームステーションらいふ湯河原	⑧	○	土肥 2-14-28	0465-60-4101
6	ミモザ湯河原	⑧	○	中央 1-1613-4	0465-60-3550
7	湯河原ゆうゆうの里	⑧	○	吉浜 1855	0465-60-1000
8	ふらっと湯河原	⑪		土肥 1-13-3	0465-20-3620
9	シニア倶楽部湯河原	⑩		中央 2-18-19	0465-43-6213
10	デイサービス千歳川	⑩		宮上 138	0465-64-0830
11	デイサービスセンター 夢工房	⑩		土肥 2-10-3-105	0465-63-1900
12	トゥ・スマイルケアセンター湯河原事業所	⑩		土肥 5-15-7	0465-60-0855
13	プリミエール湯河原	⑩		宮上 76	0465-43-6640
14	まごころデイサービスアネックス	⑩		中央 3-10-8-101	0465-62-8280
15	まごころデイサービスモデラート	⑩		土肥 5-18-27	0465-63-7175
16	ゆが原整形リハビリ塾	⑩		土肥 5-2-3-101	0465-62-1520
17	ニューライフ湯河原	③	○	吉浜 1906	0465-60-1555
18	BODY CARE 縁	⑫		中央 1-10-5	0465-46-7015
19	デイサービス おとなの寺子屋	⑫		吉浜 1890-6	0465-43-8867
20	まごころデイサービスプラチナム	⑫		中央 3-10-8-104	0465-20-3856
21	まごころデイサービス湯河原	⑫		中央 4-4-5	0465-62-7080
22	有限会社 宅老所 吉浜	⑫		吉浜 1980-85	0465-62-3899
23	心花春	①	○	鍛冶屋 627	0465-63-2586
24	シーサイド湯河原	①	○	吉浜 120-1	0465-64-1700
25	湯河原中央温泉病院 介護医療院	⑤		中央 4-11-2	0465-63-2555
26	介護の家 なのはな苑	⑨		吉浜 1887	0465-60-3188
27	グリーンヒルズ湯河原	⑨		宮上 759-114	0465-60-4416
28	薔薇荘	⑨		城堀 213	0465-62-2674
29	まごころデイサービスリベルタス	⑩		城堀 62-4	0465-62-7080
30	湯河原中央老人ホーム	⑨		中央 4-3-19	0465-62-7080
31	吉浜老人ホーム	⑨		吉浜 1912-92	0465-62-7080
32	オービム湯河原	⑨		中央 1-8-3	0465-62-7080
33	住宅型有料老人ホーム a n	⑨		門川 274-1	0465-46-7015
34	笑っこ	⑭		吉浜 1044-1	0465-44-4173
35	湯河原町地域作業所たんぼぼ	⑭	○	中央 2-21-5	0465-64-0038
36	ハーバー湯河原	⑭		土肥 4-6-4	0465-46-7410
37	神奈川県立小田原養護学校湯河原校舎	⑭	○	中央 2-21-3	0465-60-1800
38	t o i r o	⑭		中央 1-21-9	0465-42-9467

摘要：①：広域型特別養護老人ホーム、②：地域密着型特別養護老人ホーム、③：介護老人保健施設、④：介護療養型医療施設、⑤：介護医療院、⑥：養護老人ホーム、⑦：軽費老人ホーム、⑧：有料老人ホーム（特定施設）、⑨：有料老人ホーム（未登録を含む）、⑩：通所介護、⑪：小規模多機能型居宅介護、⑫：地域密着型通所介護、⑬：認知症対応型共同生活介護、⑭：障がい者福祉施設、○：災害時おける避難収容施設の使用に関する協定書等の締結施設

## 2 各種災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設

令和5年2月1日現在

施設区分	事業者名	所在地	災害警戒区域等		
			津波	土砂	洪水
医療施設	1	こまつクリニック		○	○
	2	湯河原胃腸病院		○	
	3	草柳小児科医院	○		
	4	川崎内科医院	○		
	5	YKいわさきクリニック	○		
社会福祉施設	1	湯河原温泉ケアセンターそよ風		○	
	2	ミモザ湯河原	○		
	3	デイサービス千歳川		○	○
	4	デイサービスセンター 夢工房		○	
	5	トゥ・スマイルケアセンター湯河原事業所			○
	6	ふらっと湯河原		○	
	7	プリミエール湯河原			○
	8	まごころデイサービスモデラート			○
	9	BODY CARE 縁		○	
	10	シーサイド湯河原		○	
	11	ハーバー湯河原			○
	12	ニューライフ湯河原		○	
	13	心花春		○	
	14	湯河原ゆうゆうの里		○	
	15	こども支援センターゆたぼん	○		
	16	薔薇荘		○	
	17	ホームステーションらいふ湯河原			○
	18	まごころデイサービスリベルタス		○	
	19	住宅型有料老人ホーム a n	○		○
	20	t o i r o	○		
教育施設	1	みやのうえ保育園		○	○
	2	おにわ保育園		○	
	3	たちばな保育園		○	
	4	まさご保育園	○		
	5	宮上幼稚園		○	○
	6	湯河原小学校		○	○
	7	湯河原中学校	○		

資料 2-7 町内プール整備状況表

町内プール整備状況表

管理区分	施設名	所在地	貯水量 (m <sup>3</sup> )	種類	電話
湯河原町	東台福浦小学校	吉浜 216	406	鋼鉄	62-3536
湯河原町	吉浜小学校	吉浜 1300	354	鋼鉄	62-8287
湯河原町	湯河原小学校	宮上 11	375	コンクリート	62-5501
湯河原町	湯河原海浜公園	門川 11	1,075	鋼鉄	63-0480

資料 2-8 町防災倉庫設置状況表

町防災倉庫設置状況表

倉庫名		設置場所
鍛冶屋森下公園内（2箇所）		鍛冶屋 868-1
文化福祉会館裏（2箇所）		吉浜 999-2
役場内		中央 2-2-1
保健センター内		中央 2-1-3
広崎公園内		中央 1-4
桜木公園内		土肥 5-6
亀ヶ原公園内		中央 5-12
御庭公園内（2箇所）		土肥 1-11-11
ゆり公園内		吉浜 771-2
図書館内		土肥 1-4-13
方仙山児童遊園地横		吉浜 263-3
消防本体内		土肥 1-5-22
奥湯河原区民会館内		宮上 688-1
東台福浦小学校内		吉浜 216
湯河原 小学校	校庭内	宮上 11
	校舎内	
吉浜 小学校	校庭内	吉浜 1300
	校舎内	
	体育館	
	プール下倉庫	
町民体育館		中央 2-21-1
防災コミュニティセンター防災倉庫		中央 2-21-1

資料 2-9 町内医療機関一覧表

町内医療機関一覧表

No.	名 称	所在地	電話番号	F A X
1	こまつクリニック	宮上50-8	60-1415	60-1414
2	内藤皮ふ科	土肥1-3-10	60-0808	60-0806
3	ゆが原整形クリニック	土肥4-1-23	64-0632	64-0653
4	ゆがわら眼科医院	土肥1-3-10	63-6400	63-7277
5	湯河原循環器クリニック	土肥1-3-10	62-5551	63-2010
6	川越内科クリニック	土肥1-3-10	60-3830	63-5202
7	山崎小児科医院	土肥1-14-4	62-7361	62-3116
8	湯河原胃腸病院	土肥4-3-1	62-7181	62-9665
9	五十子内科医院	土肥2-13-19	62-3475	60-2802
10	草柳小児科医院	土肥2-5-6	63-4600	63-8689
11	川崎内科医院	中央1-11-5	63-3605	63-4085
12	中川整形外科医院	中央2-13-3	63-5620	63-5617
13	JCHO湯河原病院	中央2-21-6	63-2211	62-3704
14	湯河原中央温泉病院	中央4-11-2	63-2555	62-1770
15	後藤耳鼻咽喉科クリニック	中央2-5-6	62-8777	62-8777
16	山口外科医院	鍛冶屋193	62-7131	62-7131
17	ゆうゆうの里診療所	吉浜1855	60-1014	60-1324
18	湯河原クリニック	吉浜1917-1	43-8750	43-8751
19	くりはら眼科	門川441-1	60-4040	60-4041
20	YKいわさきクリニック	中央1-22-7	60-0788	60-0787
21	浜辺の診療所	吉浜120-5	64-1600	43-8860
22	湯河原ホームクリニック	土肥3-8-1	43-9631	43-9632

資料 2-10 町内薬局一覧表

町内薬局一覧表

No.	名 称	所在地	電話番号	FAX
1	トキワ薬局	中央1-25-13	62-3672	62-3672
2	さくらい薬局	土肥2-5-18	63-9988	63-9977
3	つばめ薬局	門川441-1	42-9015	42-9016
4	アイン薬局湯河原店	中央2-7-15	60-0920	60-0921
5	ポプラ薬局湯河原中央店	中央2-6-9	60-3325	60-3326
6	ウエルシア薬局湯河原店	土肥5-8-2	62-8089	62-8090
7	クオール薬局湯河原店	土肥1-14-13	63-1063	62-1331
8	まごころ薬局ゆがわら店	土肥2-5-14	43-7790	43-7790
9	トキワ薬局宮上店	宮上50-7	63-8103	63-8104
10	さかえ薬局湯河原支店	土肥1-3-10	63-9050	62-4193

※薬局とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第2条に基づき、薬剤師が販売等を行う場所をいう。

資料 2-11 遺体収容・安置施設

遺体収容・安置施設

処理区分	施設名	所在地	電話番号	F A X
火 葬	真鶴聖苑	真鶴 1916	68-6481	68-6481

自主防災組織表

(令和5年2月1日現在)

地区名	区長名	世帯数	隣組数
奥湯河原	かまた しげゆき 鎌田 茂之	60	6
温泉場	まきがみ しょうじ 巻上 昭次	730	41
宮上	ないとう よしひろ 内藤 良浩	1,000	41
宮下	ふかざわ まさみつ 深澤 昌光	2,400	82
城堀	はた としあき 畑 敏明	1,350	37
門川	ふくい つねあき 福井 恒明	1,000	53
鍛冶屋	きたむら みつる 北村 満	1,350	60
中央	すずき けんいち 鈴木 研一	760	28
吉浜	おざわ かずお 小澤 一男	1,150	75
川堀	いわもと けんいち 岩本 賢一	730	45
福浦	たかはし しげお 高橋 茂雄	350	24
合計		10,880	492

資料 2-13 災害対策連絡表

災害対策連絡表

年      月      日      時      分      発 信 受			
発受 No.	号	伝達手段	直接・有線・無線
発信者		受信者	
件名 .....			
記事 ..... ..... ..... ..... .....			
措置 ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....			

資料 2-14 災害対策報告書

災害対策報告書

年 月 日調査

調査員氏名 対策部		立会人				
災害の発生した日時		災害の種別				
り災建物等の所有者	住所			世帯数		
	氏名			世帯 世帯員数(又は従業員数)		
り災建物等の所在地		人( 人)				
建 物 被 害	り災建物の名称(用途)		持家・借家別	り災の程度	備考(※1)	
その他被害						
人 的 被 害	区 分	人員	氏 名	男女別	年齢	程 度
	死 者					
	行方不明者					
	負傷者	重症				
		軽症				
計						
要望事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ処理</li> <li>・汲み取り</li> <li>・消 毒</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活物資</li> <li>・応急資材</li> <li>・そ の 他</li> </ul>		
備考						

※1 この欄へは、建物の構造及び借家の場合は所有者の住所、氏名を記入すること。

2 り災場所図、写真があれば、裏面にはり付けること。

資料 2-15 被害状況等報告書

被害状況等報告書

(湯河原町 第 報)  
年 月 日現在

受信時刻 年 月 日 時 分  
発信者  
受信者

1 災害の原因

2 災害発生の日時 年 月 日 時 分

3 災害発生場所又は地域

4 災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分 設置

(2) 町のとった主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況

地区数 人員 人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 名  
消防団員 名  
計 名

イ 主な活動内容（使用した機材を含む）

資料 2-16 被害の程度

被害の程度

市町村			区 分			被 害			
報告番号	第 報		非住家被 害	公共建物	棟				
	( 月 日 時現在)			その他	棟				
報告者名			田畑被害	田	流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
				畑	流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
人的被害	死者	人			文教施設	箇所			
	行方不明	人			病 院	箇所			
	負傷者	重症	人			道 路	箇所		
		軽症	人			橋りょう	箇所		
住家被害	全 壊		棟			そ の 他 の 被 害	河 川	箇所	
			世帯				港 湾	箇所	
			人				砂 防	箇所	
	半 壊		棟				清掃施設	箇所	
			世帯				崖くずれ	箇所	
			人				鉄道不通	箇所	
	一部破壊		棟				被害船舶	隻	
			世帯				水 道	戸	
			人				電 話	回線	
	床上浸水		棟				電 気	戸	
			世帯				ガ ス	戸	
			人				ブロック塀	箇所	
床下浸水		棟			そ の 他	箇所			
		世帯							
		人							
				り災世帯数		世帯			

区 分		被 害		町災害対 策本部設 置 状 況	名称				
り 災 者 数	人				設置	月	日	時	分
火 災 発 生	建 物	件		解散	月	日	時	分	
	危 険 物	件			月	日	時	分	
	そ の 他	件							
公 共 文 教 施 設		千円							
農 林 水 産 業 施 設		千円							
公 共 土 木 施 設		千円							
その他の公共施設		千円							
小 計		千円							
そ の 他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	そ の 他	千円		消防職員出動延人員	人				
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人員	人				
備    考	1 災害発生場所								
	2 災害発生年月日								
	3 災害の種類概況								
	4 消防機関の活動状況								
	5 その他（避難の勧告・指示の状況）								

資料 2-17 町保有車両一覧表

【乗用自動車】

令和5年3月1日

No.	課名	車名	登録番号
1	秘書広報室	町長車（トヨタクラウン＝マジェスタ）	湘南 301 ほ 6801
2	地域政策課	貨物用（日産ADバン）	湘南 400 ち 5602
3	議会事務局	議長車（アルファードHV）	湘南 301 む 5027
4	庶務課	マイクロバス（トヨタコースター）	湘南 200 さ 1151
5	庶務課	トヨタハイエース（10人乗）	湘南 301 さ 7271
6	庶務課	トヨタエスティマ（7人乗り）	湘南 301 ほ 4330
7	庶務課	トラック（トヨタダイナ）	湘南 400 と 4981
8	庶務課	トラック（日産アトラス）	湘南 400 ち 7539
9	庶務課	トラック（日産アトラス）	湘南 400 ち 7540
10	庶務課	軽貨物（三菱ミニキャブバン）	湘南 480 く 6500
11	庶務課	トヨタプリウス	湘南 301 る 73
12	徴収対策室	軽貨物（三菱ミニキャブバン）	湘南 480 え 3187
13	徴収対策室	軽貨物（三菱ミニカ）	湘南 480 か 6296
14	徴収対策室	軽貨物（三菱ミニカ）	湘南 480 か 6297
15	環境課	軽貨物（三菱ミニカ）	湘南 480 か 6298
16	徴収対策室	軽貨物（三菱ミニキャブバン）	湘南 480 け 4318
17	社会福祉課	軽貨物（ダイハツハイゼットカーゴ）	湘南 480 せ 6953
18	社会福祉課	軽貨物（ダイハツハイゼットカーゴ）	湘南 480 せ 6954
19	社会福祉課	身障者輸送車（マツダデミオ）	湘南 800 す 3629
20	介護課	身障者輸送車（トヨタハイエース）	相模 88 た 191
21	介護課	身障者輸送車（ダイハツムーブ）	湘南 50 こ 7363
22	介護課	軽貨物（三菱ミニキャブバン）	湘南 480 け 4319
23	介護課(社会福祉協議会)	身障者輸送車（日産キャラバン）	湘南 800 さ 8278
24	保健センター	軽貨物（三菱ミニキャブバン）	湘南 480 き 9128
25	観光課	軽貨物（三菱ミニキャブバン）	湘南 480 う 5750
26	観光課	貨物用（トヨタサクシードバン）	湘南 400 つ 9030
27	農林水産課	軽トラック（スズキキャリー）	湘南 480 い 8206
28	農林水産課	軽貨物（スズキエブリィ）	湘南 480 す 4510
29	環境課	軽バン（スズキエブリィ）	湘南 480 こ 1469
30	環境課	軽トラック（三菱ミニキャブトラック）	湘南 480 う 5751
31	土木課	軽トラック（スズキキャリー）	湘南 480 こ 1475
32	土木課	軽貨物（ダイハツハイゼットカーゴ）	湘南 480 そ 7421
33	まちづくり課	軽トラック（三菱ミニキャブトラック）	湘南 480 え 3186
34	まちづくり課	交通安全指導車（日産ADバン）	湘南 400 す 68
35	まちづくり課	軽貨物（三菱ミニキャブバン）	湘南 480 き 9129
36	学校教育課	軽貨物（三菱ミニキャブバン）	湘南 480 え 3247
37	学校教育課	軽貨物（三菱ミニキャブバン）	湘南 480 く 6501
38	社会教育課	貨物用（日産バネットバン）	湘南 400 ち 1581
39	社会教育課	軽貨物（スズキエブリィ）	湘南 480 さ 3785
40	図書館	貨物用（日産バネットバン）	湘南 400 た 9389
41	美術館	軽貨物（スズキエブリィ）	湘南 480 さ 3784
42	環境課・収集事務所	塵芥車2号車（いすゞ）	相模 800 す 4991
43	環境課・収集事務所	塵芥車（三菱）	湘南 800 せ 467

44	環境課・収集事務所	天蓋車5号車(三菱)	湘南 100 さ	・327
45	環境課・収集事務所	天蓋車2号車パワーゲート付き	湘南 100 さ	3831
46	消防本部総務課	指令車団用(ニッサンキャラバン)	湘南 800 せ	4732
47	消防本部総務課	指令車(トヨタヴェルファイヤ)	湘南 830 り	・119
48	消防本部総務課	第1分団 ポンプ車(日野デュトロ)	湘南 802 ら	・・・1
49	消防本部総務課	第2分団 ポンプ車(日野デュトロ)	湘南 800 む	・・・2
50	消防本部総務課	第3分団 ポンプ車(日野デュトロ)	湘南 801 す	・・・3
51	消防本部総務課	第4分団 ポンプ車(日野デュトロ)	湘南 830 せ	4000
52	消防本部総務課	第5分団 ポンプ車(日野デュトロ)	湘南 800 な	5000
53	消防本部総務課	第6分団 ポンプ車(日野デュトロ)	湘南 830 ち	6000
54	消防本部総務課	第7分団 ポンプ車(いすゞエルフ)	湘南 800 ま	7777
55	消防本部総務課	第8分団 ポンプ車(いすゞエルフ)	湘南 800 の	・・・8
56	消防本部総務課	第9分団 ポンプ車(トヨタダイナ)	湘南 831 す	・・・9
57	消防本部総務課	ポンプ車(いすゞエルフ)	湘南 830 ほ	・・・10
58	消防本部総務課	軽貨物(ダイハツ)	湘南 483 さ	・119
59	消防本部警防課	指揮車2(マツダボンゴ)	湘南 800 す	4591
60	消防本部警防課	指揮車1(マツダボンゴ)	湘南 830 ね	・119
61	消防本部警防課	消火・通報訓練指導車(マツダタイソ)	湘南 100 さ	8579
62	消防署	救急車(トヨタハイメディック)	湘南 800 せ	4518
63	消防署	救急車(トヨタハイメディック)	湘南 800 せ	2441
64	消防署	救急車(トヨタハイメディック)	湘南 800 す	9591
65	消防署	救急車(日産パラメディック)	湘南 800 せ	1748
66	消防署	産急車(トヨタハイエース)	湘南 800 せ	1098
67	消防署	資機材搬送車(いすゞエルフ)	湘南 800 せ	4767
68	消防署	はしご車(日野レンジャー)	湘南 830 さ	8451
69	消防署	ポンプ車(日野)	湘南 800 せ	3032
70	消防署	ポンプ車(日野デュトロ)	湘南 800 せ	948
71	消防署	ポンプ車(日野レンジャー)	湘南 831 そ	・119
72	消防署・奥湯河原分署	ポンプ車(日野デュトロ)	湘南 831 た	・119
73	消防署・真鶴分署	ポンプ車(日野デュトロ)	湘南 800 せ	3033
74	水道課	軽貨物(日産クリッパー)	湘南 480 こ	9905
75	水道課	軽トラック(スズキキャリー)	湘南 480 こ	1621
76	水道課	軽貨物(日産クリッパー)	湘南 480 そ	6376
77	水道課	トラック(トヨタダイナ)	湘南 400 て	3124
78	温泉課	軽貨物(日産クリッパー)	湘南 480 き	9404
79	温泉課	軽貨物(スバルサンバー)	湘南 480 せ	6446
80	下水道課	軽貨物(スズキエブリイ)	湘南 480 い	8169
81	下水道課	軽貨物(スズキエブリイ)	湘南 40 さ	1980

【50cc】

No.	課名	車名	登録番号
1	社会福祉課	原付自転車 (ホンダタクトベージュ)	湯河原町 ひ 330
2	社会福祉課	原付自転車 (ホンダジャイロキャビン)	湯河原町 ひ 312
3	学校教育課 (湯河原中学校)	スクーター (スズキ モレ)	湯河原町 ひ 316
4	温泉課	原付自転車 (ヤマハギター)	湯河原町 ひ 315
5	消防本部総務課	原付自転車 (ホンダリトルカブ)	湯河原町 ひ 321
6	消防本部総務課	原付自転車 (ホンダリトルカブ)	湯河原町 ひ 322
7	消防本部総務課	原付自転車 (ホンダリトルカブ)	湯河原町 ひ 323
8	消防本部総務課	原付自転車 (ホンダリトルカブ)	湯河原町 ひ 324
9	消防本部総務課	原付自転車 (ホンダリトルカブ)	湯河原町 ひ 325
10	消防本部総務課	原付自転車 (ホンダリトルカブ)	湯河原町 ひ 326
11	消防本部総務課	原付自転車 (ホンダリトルカブ)	湯河原町 ひ 327
12	消防本部総務課	原付自転車 (ホンダリトルカブ)	湯河原町 ひ 328
13	消防本部総務課	原付自転車 (ホンダリトルカブ)	湯河原町 ひ 329

【オートバイ 250cc】

No.	課名	車名	登録番号
1	消防署	ヤマハセロー (緊急自動車)	1 湘南 か ・・12
2	消防署	ヤマハセロー (緊急自動車)	1 湘南 か ・・13
3	消防署	ヤマハセロー (緊急自動車)	1 湘南 か ・・14

資料 2-18 ごみ収集車及び職員数

ごみ収集車及び職員数

令和5年2月1日

車 種	積載量	台 数	人 員
パッカー車	2.00t	2	5
ダンプカー	2.00t	2	

資料 2-19 浄化槽清掃業者一覧表

浄化槽清掃業者一覧表

令和5年2月1日

車 種	積載量	台 数	人 員	備 考
バキュームカー	7,200ℓ	1	9	(株)保全社 代表 室伏強 63-1143
	3,700ℓ	1		
	3,000ℓ	2		
ローリー	10,400ℓ	1		

資料 2-20 し尿収集運搬業者一覧表

し尿収集運搬業者一覧表

令和5年2月1日

車 種	積載量	台 数	人 員	備 考
バキュームカー	1,800ℓ	2	6	(株)環衛美化センター 代表 川口麻弘 63-1141

資料 2-21 水防警報を行う河川海岸及び湾岸区域

水防警報を行う河川海岸及び湾岸区域

【知事が水防警報を行う河川】

河川名	担当水防管理団体	区 域		摘 要
		自	至	
新 崎 川	湯河原町	左岸 足柄下郡湯河原町吉浜 2,028 番地先 手洗川合流点から 右岸 足柄下郡湯河原町吉浜 2,027 番地先 手洗川合流点から	海 まで	
千 歳 川	湯河原町	左岸 足柄下郡湯河原町宮上 799 番地先 竹の沢合流点から	〃	静 岡 県 右岸全部
藤 木 川	湯河原町	左岸 足柄下郡湯河原町宮上 787 番の 55 地先 堀木沢合流点から 右岸 足柄下郡湯河原町宮上 771 番の 6 地先 堀木沢合流点から	千 歳 川 合流点まで	
アケジ沢	湯河原町	左岸 足柄下郡湯河原町宮上 1,785 番地先 次郎兵衛沢合流点から 右岸 足柄下郡湯河原町宮上 933 番の 1 地先 次郎兵衛沢合流点から	藤 木 川 合流点まで	

【知事が水防警報を行う海岸】

河川名	担当水防管理団体	区 域		摘 要
		自	至	
湯 河 原	湯河原町	足柄下郡湯河原町大字 吉浜字柏坂 18 番の 1 地先に設置した標柱か ら	足柄下郡湯河原町大字 門川字川端 307 番地の 2 地先に設置した標柱 まで ただし漁港区域を除く	

(小田原土木水防実施要領より)

資料 2-22 管内河川の水位観測所一覧表

管内河川の水位観測所一覧表

観測所	河川名	位置			水防団 待機 水位	氾濫注意 水位	氾濫危険 水位	支部名	担当 水防管理 団体名	量水標 管理者 (種類)	基準水位 観測所
		郡市	町村	大字							
新崎橋	新崎川	足柄下	湯河原	吉浜	0.80	1.15	1.65	小田原 土木 センター	湯河原町	県土整備局 (テレメーター)	○
千歳	千歳川	足柄下	湯河原	宮上	0.65	1.00	1.85	小田原 土木 センター	湯河原町	県土整備局 (テレメーター)	○

(小田原土木水防実施要領より)

## 2-23 指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧表

### 1 指定緊急避難場所及び対応災害種別

災害が発生した場合に安全かつ迅速な避難を行うため、災害対策基本法第四十九条の四に基づき政令で定める基準に適合する場所又は施設であり異常な現象（災害種別）ごと定めるもので、本町における指定緊急避難場所の対応災害種別は次のとおりです。

従来分類	施設名	収容人数	災害種別						
			地震	洪水	土砂災害	高潮	津波	大規模火災	火山
広域避難場所	湯河原小学校グラウンド	3,275	○					○	
	町民体育館駐車場	1,301	○				○	○	
	吉浜小学校グラウンド	2,065	○				○	○	
	東台福浦小学校グラウンド	2,865	○				○	○	
緊急避難場所	奥湯河原公園	330	○						
	温泉場臨時駐車場	219	○				○		
	さがみ信用金庫宮上支店 駐車場及び下側駐車場	264	○						
	桜木公園	2,736	○				○		
	ちぼり湯河原スイーツファクトリー	50	○	○	○	○	○		○
	御庭公園	1,652	○				○		
	千暮公園	631	○				○		
	蔵町公園	1,801	○						
	川端公園	1,814	○						
	城堀公園	385	○						
	森下公園	1,130	○						
	五郎神社	325	○						
	広崎公園	1,386	○				○		
	さくらんぼ公園	1,730	○				○		
若宮公園	700	○							
柵口公園	823	○				○			

	亀ヶ原公園	1,245	○							
	ニューライフ湯河原	143	○	○	○					○
	ゆり公園	1,457	○							
	川堀公園	902	○							
	旧福浦幼稚園園庭	704	○					○		
避難施設	奥湯河原区民会館	17		○	○					○
	こごめの湯	75	○	○				○		
	宮上会館	62		○	○					○
	湯河原小学校体育館	628	○	○	○					○
	みやのうえ保育園	105		○	○					○
	宮下会館	88		○	○			○		○
	町立図書館	265		○	○	○	○	○		○
	城堀会館	86		○	○	○	○	○		○
	おにわ保育園	152	○	○	○	○	○	○		○
	門川会館	116		○	○	○				○
	たちばな保育園	223	○	○	○					○
	鍛冶屋会館	163		○	○					○
	防災コミュニティセンター	260	○	○	○	○	○			○
	町民体育館	783	○	○	○	○	○			○
	まさご保育園	233	○	○	○	○				○
	吉浜小学校体育館	519	○	○	○	○	○			○
	文化福祉会館	137		○	○					○
	ヘルシープラザ	491	○	○	○					○
	東台福浦小学校体育館	492	○	○	○	○	○			○
	川堀会館	91	○	○	○	○				○
福浦会館	97		○	○					○	
津波避難ビル	湯河原町浄水センター	1,000						○		
	湯河原ロイヤルハイツ	500						○		
	アクロスプラザ湯河原	1,400						○		
	プレゴ湯河原店立体駐車場	2,200						○		
	文化福祉会館	300						○		
	ヘルシープラザ	450						○		

シーサイドスクエア	50					○		
津波避難タワー兼第5分団詰所	150					○		
パレス湘南	100					○		
小川ビル	3					○		
まさご保育園	260					○		
内田ビル	40					○		
メゾンド和幸	50					○		
メゾン千夢	30					○		
レジデンス内藤	20					○		
湯河原胃腸病院若葉寮	60					○		
ホームステーションらいふ湯河原	25					○		

## 2 指定避難所

災害対策基本法第四十九条の四に基づく指定避難所には住居等の喪失などが発生した被災者を収容保護し臨時的に生活を営む施設です。

本町における指定避難所の整備状況は次のとおりです。

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
奥湯河原区民会館	宮上775-27	まさご保育園	中央1-16-1
こごめの湯	宮上562-6	湯河原町民体育館	中央2-21-1
宮上会館	宮上229-12	鍛冶屋会館	鍛冶屋376-1
湯河原小学校体育館	宮上11	防災コミュニティセンター	中央2-21-1
みやのうえ保育園	宮上36-1	吉浜小学校体育館	吉浜1300
宮下会館	宮下626-1	文化福祉会館	吉浜999-2
町立図書館	土肥1-4-13	ヘルシープラザ	吉浜863
城堀会館	城堀87-1	東台福浦小学校体育館	吉浜216
おにわ保育園	城堀38-2	川堀会館	吉浜378-1
門川会館	土肥2-19-24	福浦会館	福浦115-1
たちばな保育園	鍛冶屋868-3		

### 3 従来の分類による避難場所等

#### (1) 広域避難場所

本町における広域避難場所の整備状況は次のとおりです。

名 称	住 所	安全面積(m <sup>2</sup> )	海拔(m)
湯河原小学校グラウンド	宮 上 11	6,550	37.4
町民体育館駐車場	中央 2-21-1	2,602	14.7
吉浜小学校グラウンド	吉 浜 1300	4,130	42.3
東台福浦小学校グラウンド	吉 浜 216	5,730	54.4

※安全面積は運動場等の面積

#### (2) 緊急避難場所

本町における緊急避難場所の整備状況は、次のとおりです。

名 称	所 在 地	避難地区	海拔(m)
奥湯河原公園	宮上 695-1	奥湯河原	257.0
温泉場臨時駐車場	宮上 626	温泉場	121.8
さがみ信用金庫宮上支店 駐車場及び下側駐車場	宮上 142-8 宮上 142-1	宮 上	50.7
桜木公園	土肥 5-6	宮 下	21.3
ちぼり湯河原スイーツ ファクトリー	土肥 1-15-4	宮 下	18.1
御庭公園	土肥 1-11-11	城 堀	15.0
千暮公園	土肥 4-4-8	宮 下	12.8
蔵町公園	土肥 2-11-16	門 川	8.3
川端公園	土肥 3-10	門 川	6.7
城堀公園	城堀 272-19	城 堀	74.7
森下公園	鍛冶屋 868-1	鍛 冶 屋	72.7
五郎神社	鍛冶屋 723-1	鍛 冶 屋	77.6
広崎公園	中央 1-4	城 堀	14.4
さくらんぼ公園	中央 3-4	鍛 冶 屋	20.1
若宮公園	中央 1-19-1	中 央	6.9
柵口公園	中央 4-18	鍛 冶 屋	26.2

亀ヶ原公園	中央 5-12	中央	9.6
ニューライフ湯河原	吉浜 1906-4	吉浜	130.5
ゆり公園	吉浜 771-2	吉浜	46.2
川堀公園	吉浜 468-1	川堀	72.8
旧福浦幼稚園園庭	福浦 387	福浦	37.5

### (3) 避難施設

本町における避難施設の整備状況は次のとおりです。

名称	所在地	避難地区	面積(m <sup>2</sup> )	海拔(m)
奥湯河原区民会館	宮上 775-27	奥湯河原	34.02	216.4
こごめの湯	宮上 562-6	温泉場	150.70	119.8
宮上会館	宮上 229-12	宮上	125.25	56.9
湯河原小学校体育館	宮上 11	広域	1,256.00	40.0
みやのうえ保育園	宮下 36-1	宮上	210.09	41.1
宮下会館	宮下 626-1	宮下	177.23	24.2
町立図書館	土肥 1-4-13	駅周辺	531.00	28.0
城堀会館	城堀 87-1	城堀	173.37	18.2
おにわ保育園	城堀 38-2	城堀	304.00	13.9
門川会館	土肥 2-19-24	門川	232.10	6.5
たちばな保育園	鍛冶屋 868-3	鍛冶屋	446.22	74.0
鍛冶屋会館	鍛冶屋 376-1	鍛冶屋	327.75	52.0
防災コミュニティセンター	中央 2-21-1	広域	530.63	11.8
湯河原町民体育館	中央 2-21-1	広域	1,567.00	14.5
まさご保育園	中央 1-16-1	中央	467.52	7.5
吉浜小学校体育館	吉浜 1300	広域	1,038.00	42.5
文化福祉会館	吉浜 999-2	吉浜	275.07	6.2
ヘルシープラザ	吉浜 863	吉浜	982.00	5.5
東台福浦小学校体育館	吉浜 216	広域	984.00	53.4
川堀会館	吉浜 378-1	川堀	183.32	41.8
福浦会館	福浦 115-1	福浦	194.68	6.9

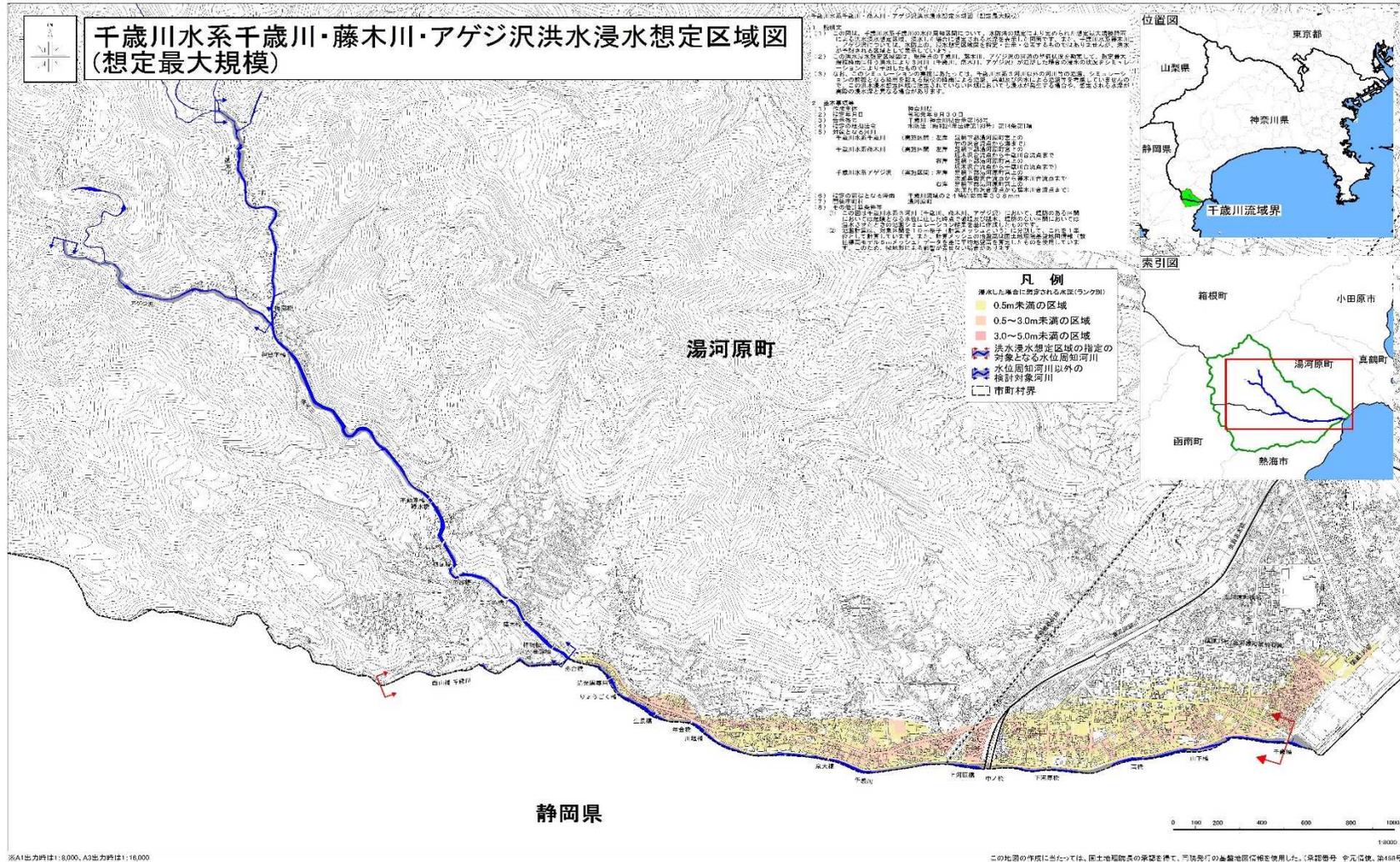
※ 各会館の面積は、会議室の面積を対象とします。

※ 収容可能人数は、1人当たり、2㎡を必要面積として算出しています。

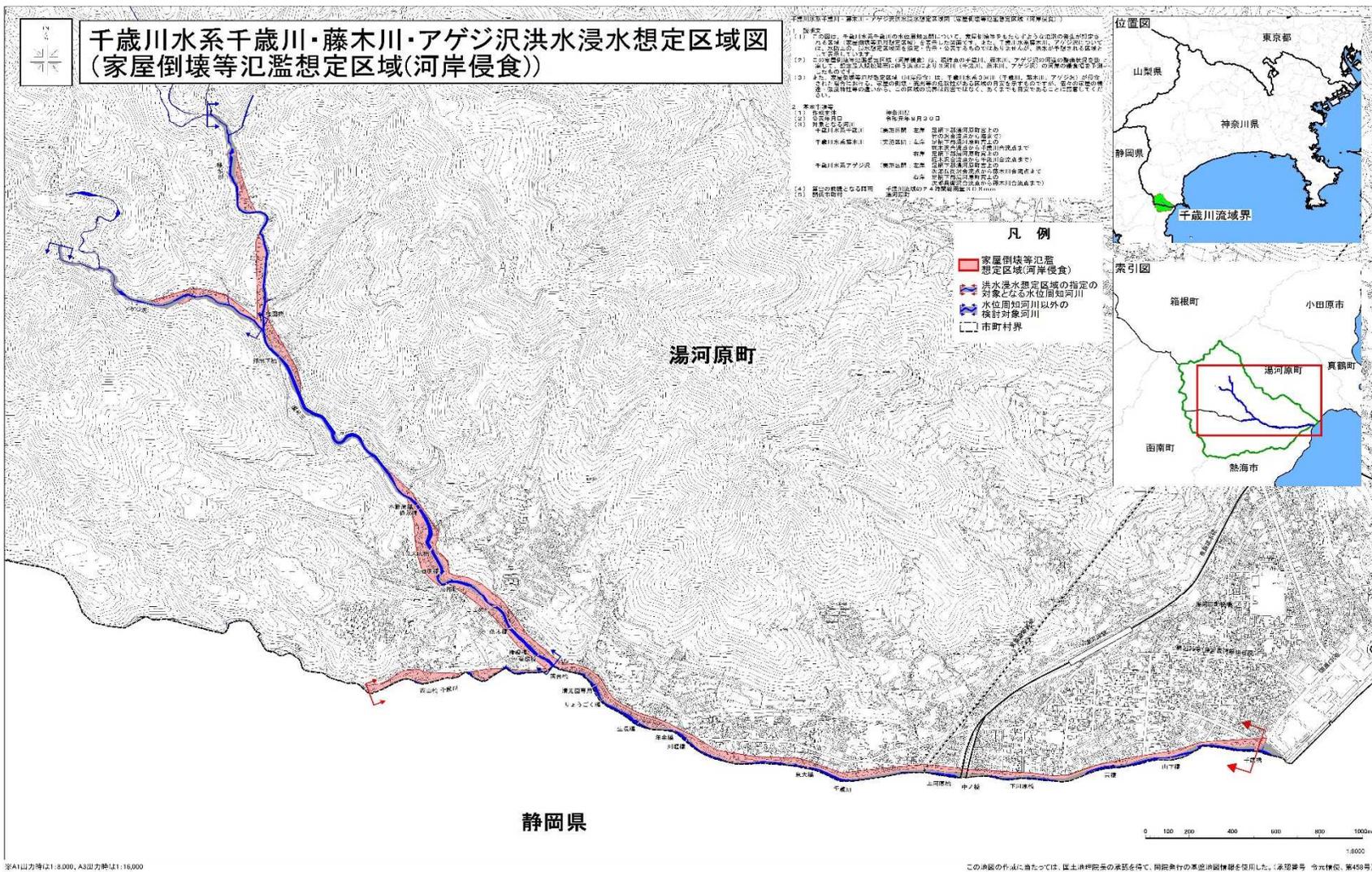
(4) 津波避難ビル

本町における津波避難ビルの整備状況は次のとおりです。

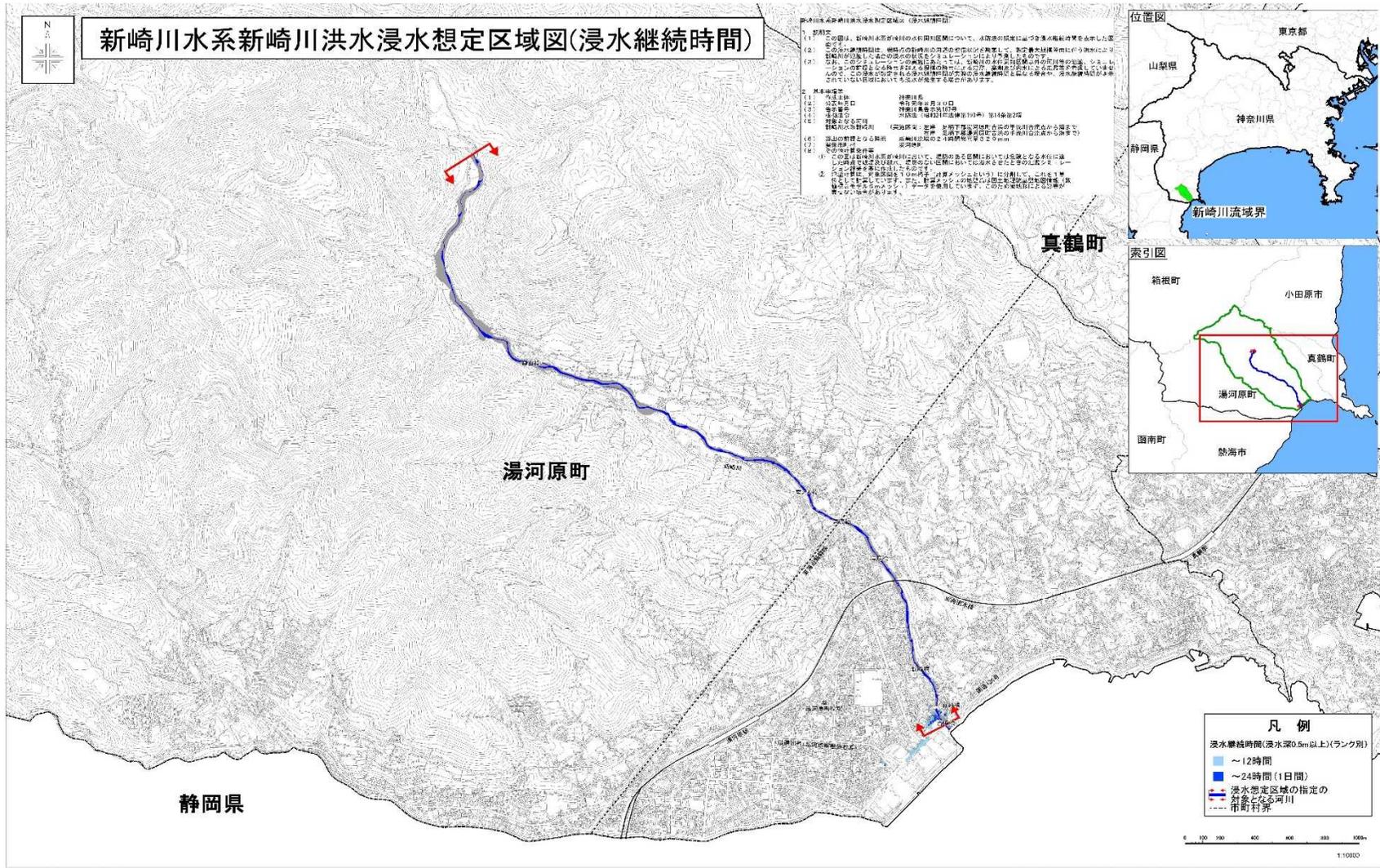
名 称	所 在 地	避難場所	収容人数	避難場所 海拔(m)
湯河原町浄水センター	門川 11	屋上	1,000	19.5
湯河原ロイヤルハイツ	中央 1-1627-15	2階～11階共用 通路及び外部非常 階段	500	40.0
アクロスプラザ湯河原	中央 1-1617-54	屋上駐車場 正面階段3階共用 通路(夜間)	1,400	17.5
プレゴ湯河原店立体駐車場	吉浜 1576-1	立体駐車場3階以上	2,200	11.5
文化福祉会館	吉浜 999-2	屋上	300	13.5
ヘルシープラザ	吉浜 863	屋上	450	24.4
シーサイドスクエア	福浦 12-4	屋上	50	15.2
津波避難タワー兼第5分団詰所	門川 235	屋上	150	14.4
パレス湘南	門川 62-1	屋上	100	16.7
小川ビル	中央 1-1632-14	屋外階段	3	12.6
まさご保育園	中央 1-16-1	屋上	260	13.4
内田ビル	中央 2-16-2	屋上	40	16.8
メゾンド和幸	中央 2-16-3	屋上	50	17.3
メゾン千夢	中央 1-20-5	屋上	30	16.8
レジデンス内藤	中央 2-14-7	4階階段踊り場	20	16.6
湯河原胃腸病院若葉寮	土肥 4-4-5	屋外階段	60	33.2
ホームステーションらいふ湯河原	土肥 2-14-28	屋上	25	24.6











※A1出力時は1:10,000、A2出力時は1:20,000

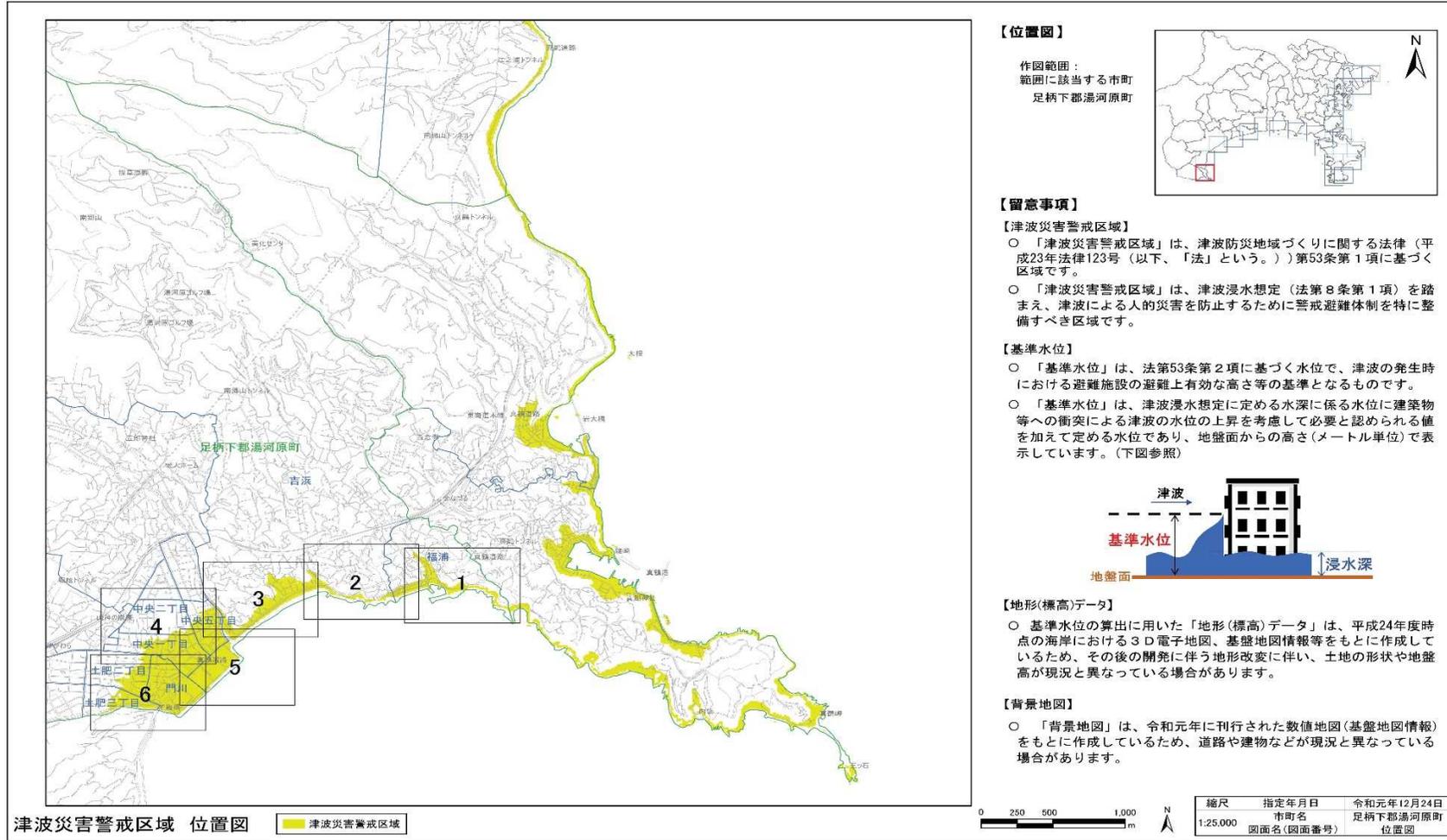
この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を経て、自院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 令元信保-第458号)



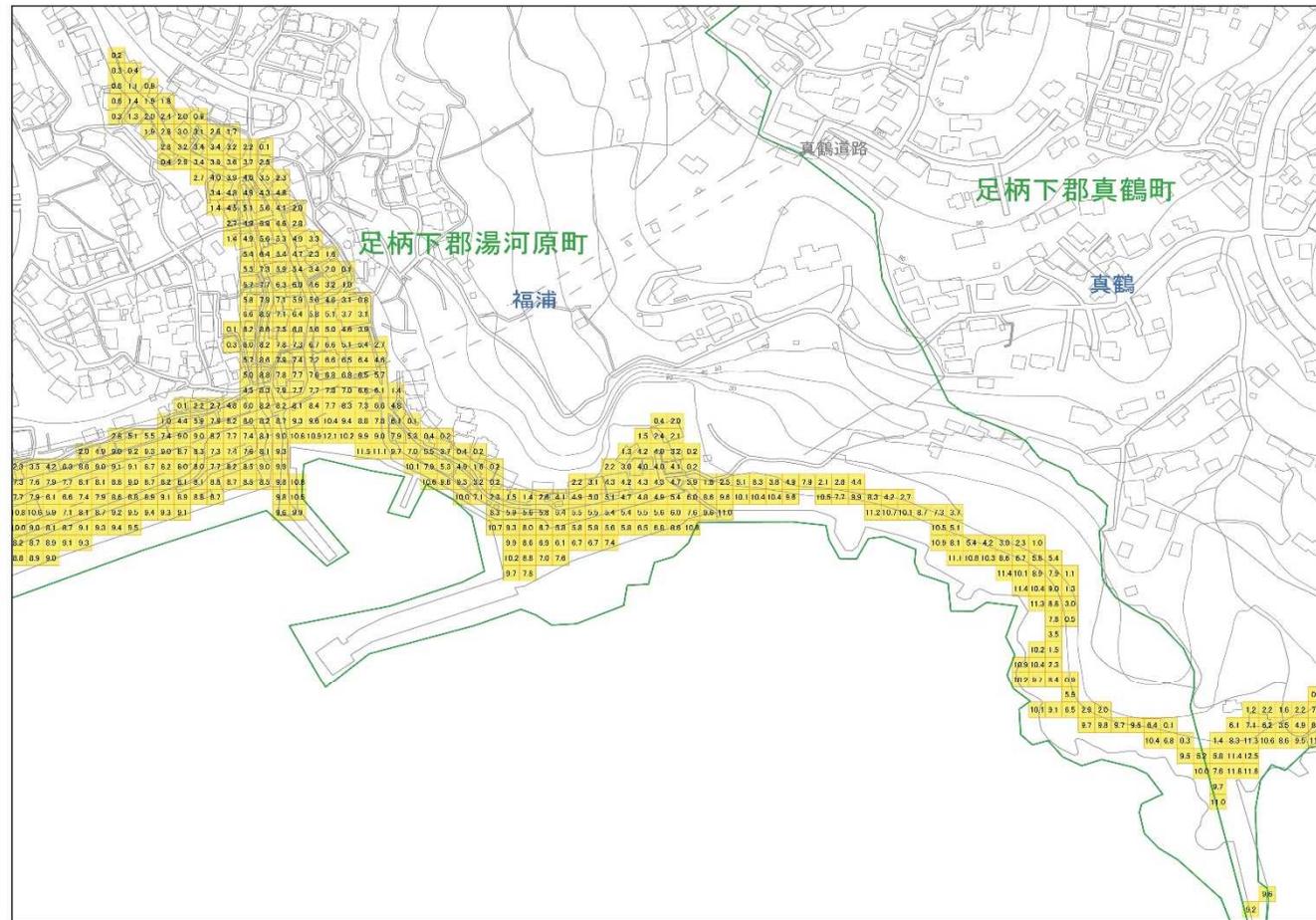
資料 2-25 湯河原町津波災害警戒区域図

(災対第 2103 号 砂第 167 号 令和元年 12 月 24 日)

足柄下郡湯河原町 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 位置図



足柄下郡湯河原町 津波災害警戒区域の指定に係る図書 区域図(15-1/6)



津波災害警戒区域 区域図

0.0 基準水位(数字は地盤からの高さ(m))  
  市町界  
  町丁目界



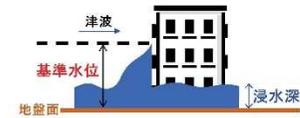
【留意事項】

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下、「法」という。))第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成24年度時点の海岸における3D電子地図、基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形変化に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

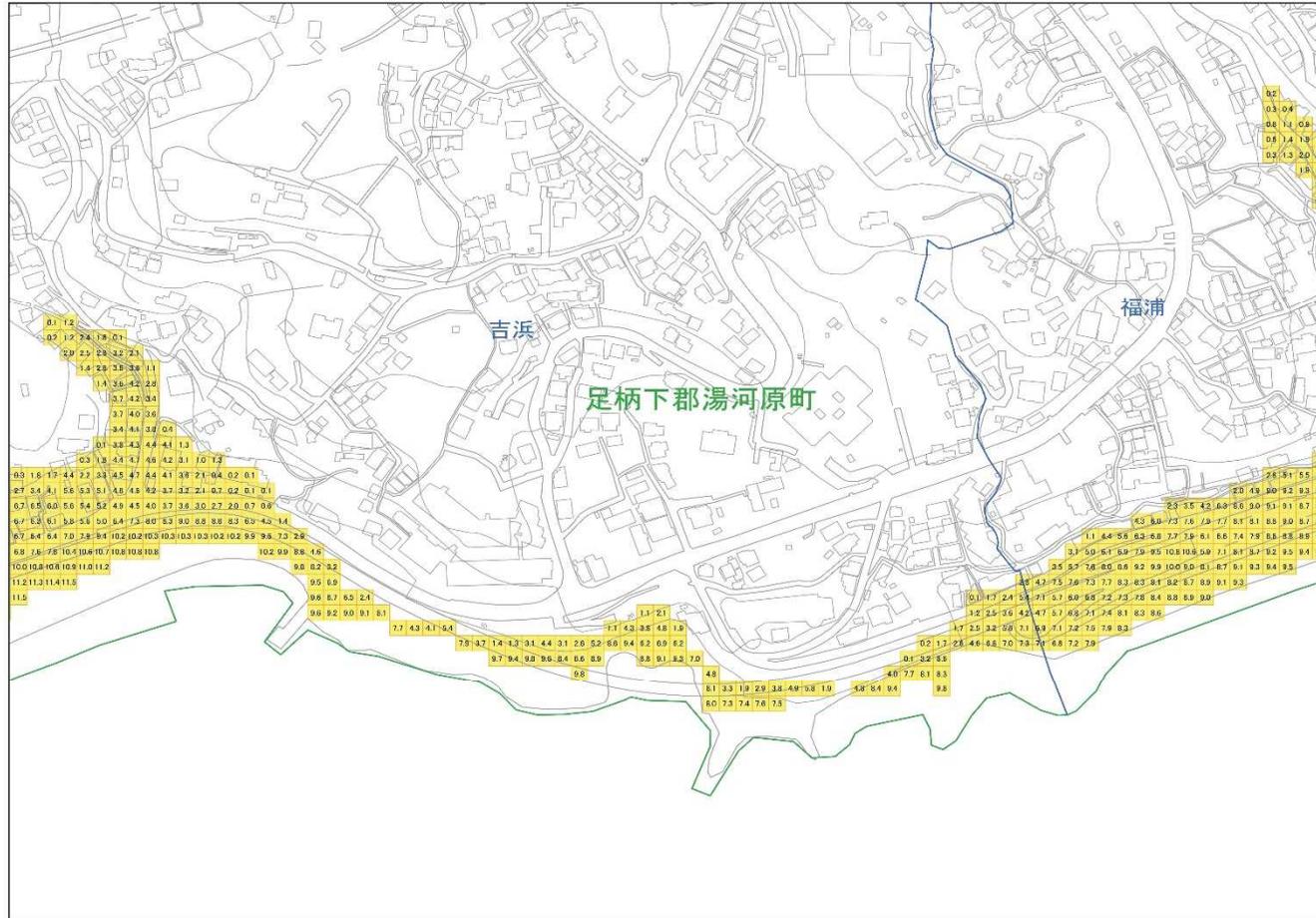
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和元年に刊行された数値地図(基盤地図情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
縮尺	指定年月日
1:2,500	令和元年12月24日
図面名(図面番号)	市町界
	足柄下郡湯河原町
	区域図(15-1/6)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(基盤地図情報)を複製したものである。(承認番号 令元情保、第896号) 市町界と町丁目界はH27国勢調査の小地域(総務省)を加工して作成したものである。

足柄下郡湯河原町 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 区域図(15-2/6)



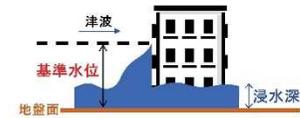
【留意事項】

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成24年度時点の海岸における3D電子地図、基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形変化に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和元年に刊行された数値地図(基盤地図情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

**津波災害警戒区域 区域図**

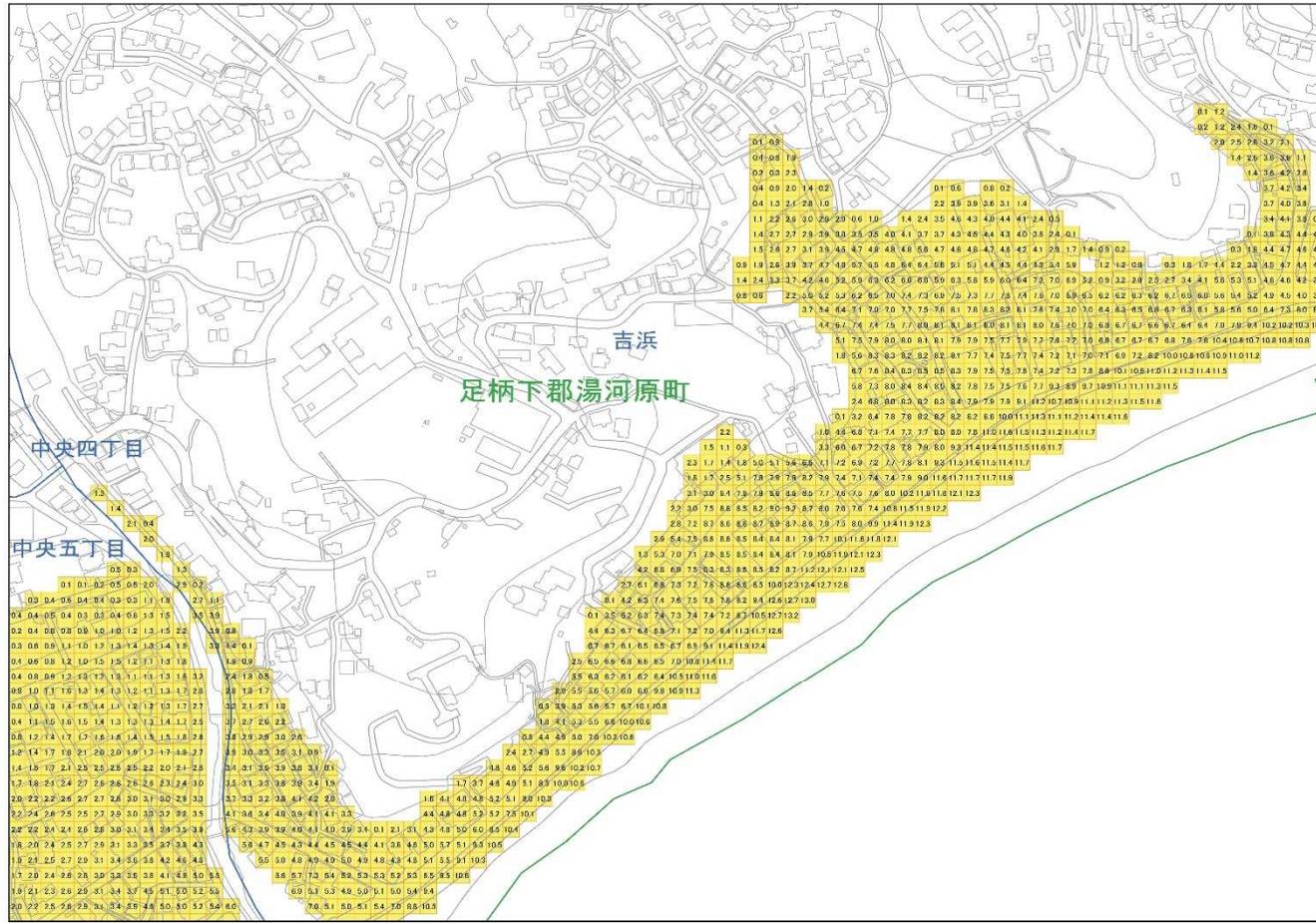
- 0.0 基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))
- 市町界
- 町丁目界



津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
縮尺 指定年月日	令和元年12月24日
1:2,500 市町名	足柄下郡湯河原町
図面名(図面番号)	区域図(15-2/6)

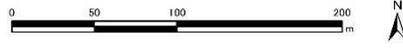
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(基盤地図情報)を複製したものである。(承認番号 令和情保、第896号) 市町界と町丁目界はH27国勢調査の小地域(総務省)を加工して作成したものである。

足柄下郡湯河原町 津波災害警戒区域の指定に係る図書 区域図(15-3/6)



**津波災害警戒区域 区域図**

0.0 基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))  
  市町界  
  町丁目界



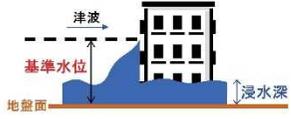
**【留意事項】**

**【津波災害警戒区域】**

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下、「法」という。))第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

**【基準水位】**

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



**【地形(標高)データ】**

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成24年度時点の海岸における3D電子地図、基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形変化に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

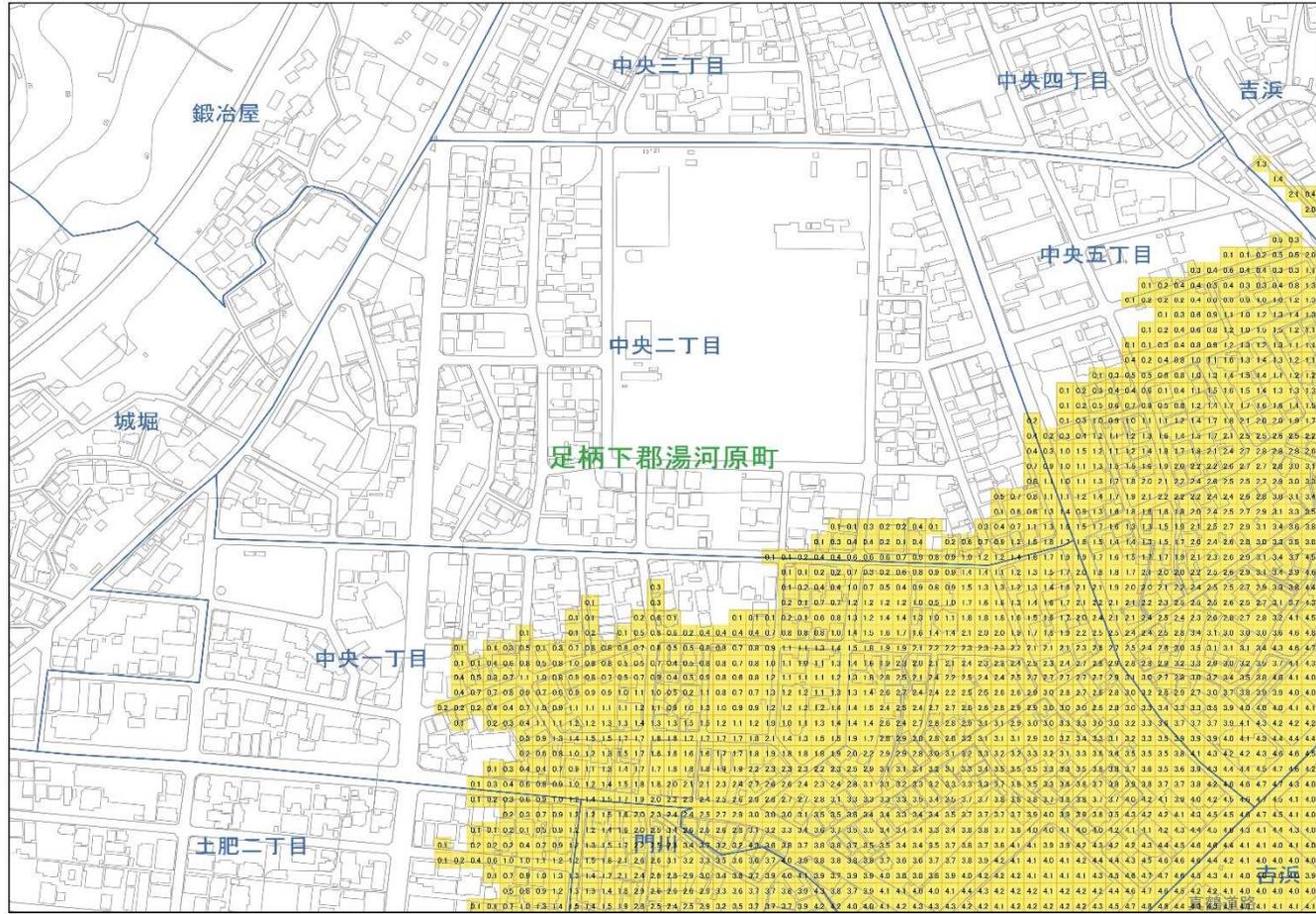
**【背景地図】**

- 「背景地図」は、令和元年に刊行された数値地図(基盤地図情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
縮尺	指定年月日
1:2,500	令和元年12月24日
図面名(図面番号)	市町名
	足柄下郡湯河原町
	区域図(15-3/6)

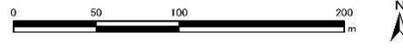
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(基盤地図情報)を複製したものである。(承認番号 令元情保、第896号) 市町界と町丁目界はH27国勢調査の小地域(総務省)を加加工して作成したものである。

足柄下郡湯河原町 津波災害警戒区域の指定に係る図書 区域図(15-4/6)



津波災害警戒区域 区域図

0.0	基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))
〇	市町界
□	町丁目界

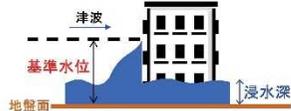


【留意事項】

- 【津波災害警戒区域】
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号(以下、「法」という。))第53条第1項に基づく区域です。
  - 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(下図参照)



【地形(標高)データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成24年度時点の海岸における3D電子地図、基礎地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形変化に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

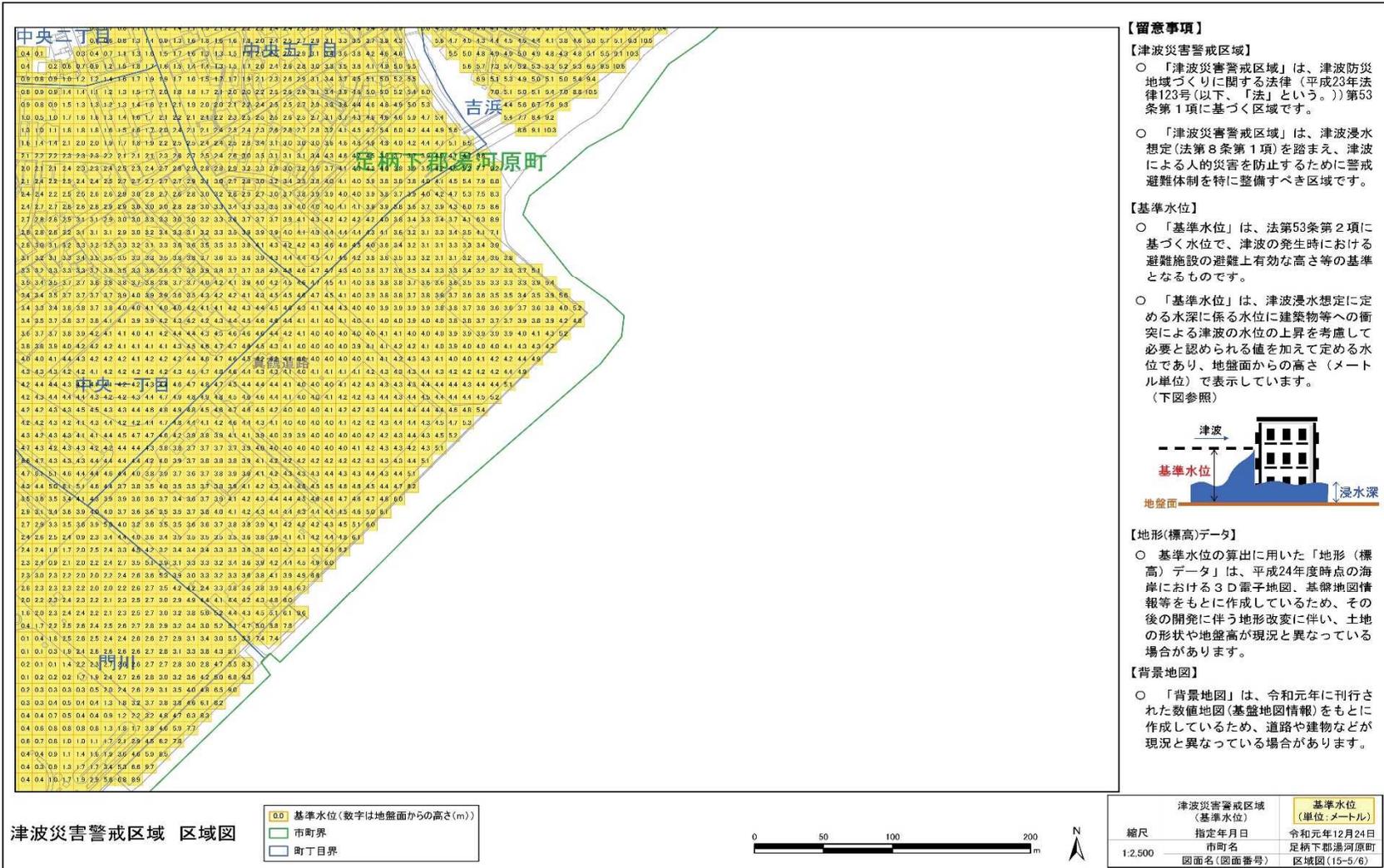
【背景地図】

- 「背景地図」は、令和元年に刊行された数値地図(基礎地図情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域(基準水位)	基準水位(単位:メートル)
指定年月日	令和元年12月24日
市町名	足柄下郡湯河原町
図面名(図面番号)	区域図(15-4/6)

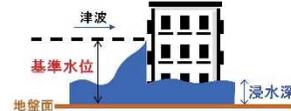
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(基礎地図情報)を複製したものである。(承認番号 令元情使、第896号) 市町界と町丁目界はH27国勢調査の小地域(総務省)を加工して作成したものである。

足柄下郡湯河原町 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 区域図(15-5/6)



**【留意事項】**  
**【津波災害警戒区域】**  
 ○ 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号(以下、「法」という。))第53条第1項に基づく区域です。  
 ○ 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

**【基準水位】**  
 ○ 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。  
 ○ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。  
 (下図参照)

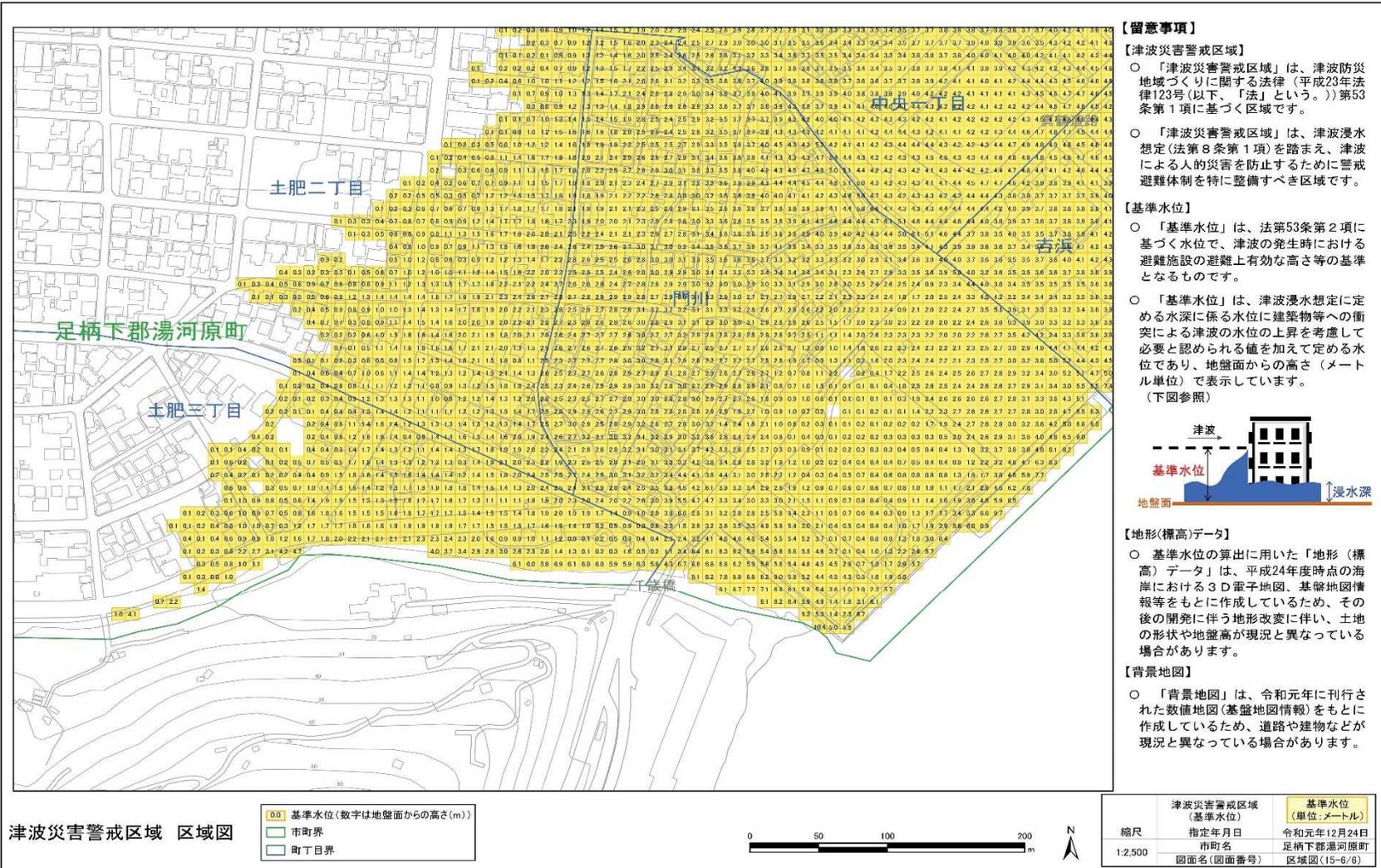


**【地形(標高)データ】**  
 ○ 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成24年度時点の海岸における3D電子地図、基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形変化に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

**【背景地図】**  
 ○ 「背景地図」は、令和元年に刊行された数値地図(基盤地図情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(基盤地図情報)を複製したものである。(承認番号 令元情使、第886号) 市町界と町丁目界はH27国勢調査の小地域(総務省)を加工して作成したものである。

足柄下郡湯河原町 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 区域図(15-6/6)



**【留意事項】**

**【津波災害警戒区域】**

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

**【基準水位】**

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

**【地形(標高)データ】**

- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成24年度時点の海岸における3D電子地図、基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形変化に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

**【背景地図】**

- 「背景地図」は、令和元年に刊行された数値地図(基盤地図情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

**津波災害警戒区域 区域図**

- 0.0 基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))
- 市町界
- 町丁目界

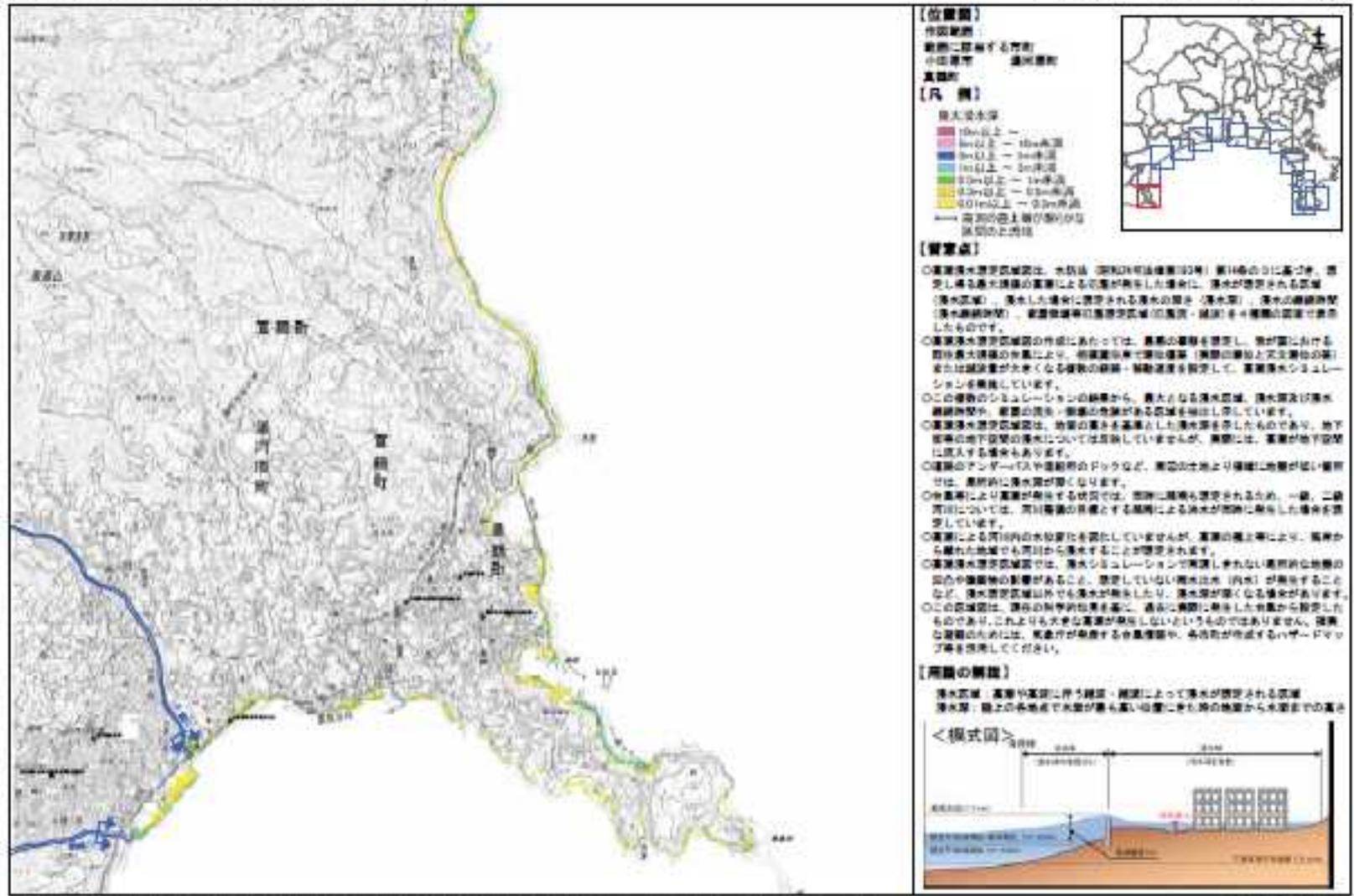


津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
指定年月日	令和元年12月24日
市町名	足柄下郡湯河原町
図面名(図面番号)	区域図(15-6/6)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(基盤地図情報)を複製したものである。(承認番号 令元情保、第696号) 市町界と町丁目界はH27国勢調査の小地域(総務省)を加工して作成したものである。

高潮浸水想定区域図（浸水区域及び浸水深）

1:25,000 13/13



この図面の作成に当たっては、国土交通省の委託を受けて、地質院の調査結果（国土交通省「国土基本図説」）及び電子国土基本図説（2020年発行）、「測量法」に基づき国土院の調査結果（測図）を基に作成した。

令和3年5月 環境省





